

国民の自由、日本の民主主義をつぶすのか！
「秘密保全法」制定反対市民集会の記録

開催日 2013年3月1日

主催 札幌弁護士会

共催 日本弁護士連合会、北海道弁護士会連合会

後援 日本新聞労働組合連合、日本ジャーナリスト会議北海道支部

基調報告 札幌弁護士会秘密保全法制対策本部委員 今橋 直 氏

パネルディスカッション 秘密保全法案のヒミツに迫る

パネリスト	高知新聞記者	高田 昌幸 氏
	日本体育大学准教授	清水 雅彦 氏
	日弁連秘密保全法制対策本部副本部長	三木 正俊 氏
コーディネーター	札幌弁護士会秘密保全法制対策本部委員	竹之内 洋人 氏

パネリストプロフィール

高田昌幸 氏

1960年生。北海道新聞記者（報道本部次長、ロンドン支局長など）を経て2012年4月より高知新聞記者。

2011年度より北海道大学大学院非常勤講師（調査報道論）。

道警裏金疑惑取材班代表として日本ジャーナリスト会議（J C J）大賞、新聞協会賞、菊池寛賞等を受賞。

著書に「権力V S 調査報道」「真実 新聞が警察に跪いた日」など。

清水雅彦 氏

1966年兵庫県尼崎市生まれ。明治大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。札幌学院大学法学部教授を経て、2011年4月より日本体育大学体育学部准教授。

専攻は憲法学。主たる研究テーマは平和主義・監視社会論。

主な著書に、『治安政策としての「安全・安心まちづくり」—監視と管理の招牌—』（単著、社会評論社、2007年）、『クローズアップ憲法』（共著、法律文化社、2008年）、『平和と憲法の現在—軍事によらない平和の探求』（共編著、西田書店、2009年）、『平和への権利を世界に—国連宣言実現の動向と運動—』（共著、かもがわ出版、2011年）、『アイヌモシリと平和—（北海道）を平和学する！』（共著、法律文化社、2012年）、『憲法から考える実名犯罪報道』（共著、現代人文社、2013年）など。

三木正俊 氏

1951年生。1981年弁護士登録。札幌弁護士会、三木・佐々木・山田法律事務所所属。

2008年度札幌弁護士会会長、2011年度日本弁護士連合会副会長を歴任。現日本弁護士連合会秘密保全法制対策本部副本部長。

目次

報告 「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書」について	4
パネルディスカッション 秘密保全法案のヒミツに迫る	8
はじめに	8
なぜ弁護士会が秘密保全法反対運動に取り組むのか	9
既に存在している秘密保護法制	10
過失、独立教唆、扇動を処罰することの問題点	11
国家秘密法との異同	12
秘密保全法制はアメリカの要求+警察の便乗	13
秘密保全法ができると取材現場はどうか	15
正当な取材活動は処罰しないから問題ない？	18
調査報道ができないとどうなるか	20
守られるべき「国家秘密」とは	22
行政が「秘密」を決めることの問題点	23
本人が同意すれば個人情報調べてもいいのか	25
報道現場への影響は	28
秘密保全法のある世界	29
「有識者」が検討した？	30
今後の展開はどうか	31
国家秘密法はなぜ阻止できたのか	32
どうして反対の声が大きくなるのか	34
なぜマスコミの反応が鈍いのか	34
弁護士会の行動	36
秘密保全法を阻止するためになすべきこと	37
閉会挨拶～札幌弁護士会秘密保全法制対策本部長代行 藤本明氏	42

報告 「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書」について

札幌弁護士会秘密保全法制対策本部委員 今橋 直氏

○司会 「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書」についてと題しまして、札幌弁護士会秘密保全法制対策本部の委員である今橋直弁護士が報告を行います。

今橋弁護士、お願いします。

○今橋氏 弁護士の今橋と申します。よろしくお願いします。

皆様の資料の中に入っております、進行次第というのが1ページ目に来ています本日の資料集、これをお手元にとってお聞きください。この中の下に手書きで通しページが書いてあるのですが、その18から22ページまで、そこを見ていただきながら、お話を今したいと思います。

18ページ目に「秘密保全法とは」と書かれていますけれども、そのところからお話をいたします。

そもそも秘密保全法とはどんなものなのか、政府の有する重要な情報の漏えいを防ぐための措置を定めた法制、秘密を保全するための法律ということになります。

現段階で、まだ法案、第1条何とか、第2条何々というふうに書かれた形のものというのは未公表の状態です。現在、秘密保全法制というものの内容はこういうものということが書かれているのは、今の見ていただいている資料の一番最初のところにつけてあります、通し番号3ページのところからつけました「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」というものです。ここに内容が書かれていて、ここの内容を、どういうことが書いているのかということから、今用意されようとしている秘密保全法制の内容を探ることができます。

この報告書によりますと、まず、重要な秘密を特別秘密と指定し、厳重に管理をする。この秘密を漏らした者、あるいは漏らすように働きかけた者に対して罰則、10年以下の懲役というふうに書かれています、罰則を設ける、そういう法制である。これが大まかにいった秘密保全法制の内容になります。

現在、この法制についてどういう状況かといいますと、今お話しした報告書は2011年、今からいうとおとしになりますけれども、8月にこの報告書ができました。そして、その年の10月には、この秘密保全法の法案を2010年、通常国会に提出することが政府決定されました。これは当時、民主党政府でした。しかし、実際いろいろな政局の問題とかもあったのでしようけれども、昨年の2012年の国会には提出されませんでした。現在もまだ提出はされていない状況です。2012年12月に自民党政権になりましたが、現在、2013年、通常国会開会中ですが、そこで示されている内閣提出予定法案というものの中には含まれてはいません。しかし、そこにある提出を検討中の法案という一覧があるのですが、その提出を検討中の法案の中には、特定秘密の保護に関する法律案というものが含まれている。そうすると、この2013年に行われる国会の中で、

秘密保全法、あるいは特定秘密の保護に関する法律というものが国会に提出されるという可能性が非常に高いというふうな状況にあります。それが現在の状況です。

それでは、次の隣のページに行ってください、それでは内容としてどういうこと、どういう法律なのだろうかということをもう少し詳しく制度の説明をさせていただきます。

ここの2ページ目に書いたのは、目次を少し細か目に書いたものなのですが、並べたものなのです。第1、秘密保全法制の必要性・目的、第2、秘密の範囲、第3、秘密の管理、第4、罰則、第5、法形式、第6、国民の知る権利等との関係、第7、立法府及び司法府という、こういう項目立てがあって、先ほどの有識者会議報告書というのはいくつかの項目で成り立っています。

ここで、例えば第1、秘密保全法制の必要性・目的（2ページ）というふうに書いてあるのですが、これちょっとわかりにくくて申しわけないのですが、これは、先ほどの手書きの通しページではなくて、3ページ目から始まる、秘密保全法のための報告書というのが3ページ目から、1枚に2ページずつ印刷されているものがありますけれども、ここの下に書いてある、活字で打ってある、小さい数字で打っているページ、このページを指しています。今のここから先のページはこのページを指しますので、ごめんなさい、ちょっとややこしいのですが。

それではもう一つ、具体的に内容について、もう少しだけお話をいたします。具体的な問題点などは後で、パネルディスカッションのほうでさせていただきますので、私のほうは端的に、特に評価を加えずに、こういうことが書いてあります、こういうことが書いてありますということを説明するにとどめたいと思います。

まず、秘密保全法制の必要性・目的、なぜ秘密保全法が必要なのかということについて、従来から情報漏えいが生じた事件が発生している。我が国の利益を守り、国民の安全を確保するためには、政府が保有する重要な情報の漏えいを防止する制度を整備する必要がある、このように書かれています。

そして、第2番目として、では、何が、どんなものが秘密というふうにされてしまうのかということについては、国の存立にとって重要なもの、これを特別秘密とします。それはどういう分野にわたるものかといえば、1、国の安全、2、外交、3、公共の安全及び秩序の維持、こういう分野にわたるものについて秘密として取り扱うことができるようにしますと。

どんな情報でも特別秘密として秘匿されてしまう可能性があるのかと書きました。やはりこの点については、この報告書のほうでも気を使っています、すごく大きな広い範囲の情報が秘密に指定されるのはよろしくないであろうという立場から、自衛隊法の防衛秘密の仕組みと同様に、特別秘密に該当する事項を別表等であらかじめ定めて具体的に列挙するという、限定をしますよというふうに書かれています。これが、自衛隊法の限定というのがどの程度の限定なのかというのも、これは自衛隊法の別表というものも資料の中につけてあるので、どの程度具体的に限定されているのかなというのを見ていただければと

思います。

第3、秘密の管理というところに行きます。ある情報があります。それを特別秘密というふうに決めるのは誰かということです。これは、その秘密を持っている行政機関、主にですけども、行政機関です。情報を持っている行政機関みずからこれを特別秘密としましょうというふうに表記あるいは通知という形でしますと、それが特別秘密である、この法律でいう保護された特別秘密というものになる、そういう制度です。

次に、それでは、その特別秘密とされた情報をどのように管理していくかという点です。これは、特別秘密とされた情報が漏れてしまわないようにするためにというところで、適性評価制度というのが下に太い字で書いています。これは特別秘密を取り扱う適性を有する者と認められた者にだけ、この秘密情報を取り扱わせるという内容です。秘密を漏れいしてしまうような人には、そもそもこの特別秘密は取り扱わせませんということです。そして、では、ある人が、秘密を取り扱わせるに適性な人なのか、資格がある人なのかどうかというのを調査します。それが適性評価制度。ここの中で、右側の4ページ目のところに出ますけれども、右側の調査事項というところを見ていただくと、その人がどういう人であるかというのを探るために、我が国の利益を害する活動への関与、渡航歴、犯罪歴、信用情報、薬物・アルコールの影響、精神の問題にかかわる通院歴、このようなことを調べます。公務員の上司なのか機関なのかわかりませんが、そういう人がある人のこういう情報を調べる、そういうことができるという制度になっています。

それから、その下、第4、罰則についてです。これは秘密を保全する法律ですので、秘密が漏れてしまうということがあると、秘密を漏れいする行為については罰則が定められています。ここでは一つ、過失による漏れい行為にも罰則があるということが特徴です。例えば、こういうことがあるのかわかりませんが、秘密の書いてある書類をどこかにうっかり置き忘れてしまいました。それで罰則の対象になるということです。

2番目、特定取得行為というのは、これは公務員が漏らす行為ではなくて、公務員が持っている情報を取ってくる行為になります。ここで書いてあるのは不正な手段ですので、公務員の庁舎で盗んでくるとか、持っている公務員をおどかして聞き出すとか、そういう行為を指しています。

それから③、独立教唆及び扇動行為。これは秘密情報を持っている公務員に対して、その秘密を漏らすように働きかける行為です。これは、要するに公務員に対して秘密を教えてくださいというような行為一般を指します。

そして、法定刑としては、懲役5年または10年以下というようなことが書いてあります。まだはっきりと決めてはいないようです。しかし、秘密漏れい行為は重大な犯罪であるから、罰金だけでは足りない。懲役10年ぐらいの重い刑を科す必要があるということが書かれています。

そして、第5というのはちょっと省略しまして、第6、国民の知る権利等との関係、これも一つ重要なところなので説明しますと、国民の知る権利、情報開示というものとこの

秘密保全法というものが真っ向から対立してしまうのではないかという視点ですけれども、そもそも情報公開法に書いてある不開示情報、特別秘密というのは情報公開法の開示情報という開示しなくてもいいですよという情報に当たる。だから、国民の知る権利を害するものではないのですということが書いてある。

それから、取材の自由についてということも書いてあります。公務員がどんな情報を持っているのかというのは、やはり主にマスコミや報道機関なんかが取材をして集めるということになるので、そこに配慮したのですが、本法制は、取材活動のうち社会通念上是認できない行為に限って刑罰の対象とするものであるから、正当な取材活動を罰するものではない。だから、不当な法律ではないというふうに書かれています。

そして最後、その次の22ページ目に、スパイ防止法、国家機密法との比較ということを書きました。これは1985年に、国会に実際に国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律というのが提出されたことがありました。しかし、このときには、いろいろなところのマスコミも含め、市民の方も含め、法律家も含め、反対運動が大きくなり、結局、廃案になった、そういう法律があったのですが、その当時の法律との関係を、どういうふうなところが同じなのか、どこが違うのかということを一覧表にしたものになります。これも参考にさせていただければと思います。

あと1点だけ。ここでスパイ防止法、国家機密法という書き方をしたのですが、この言葉使いは正しくないという指摘を、先ほど、きょうパネリストの清水さんのほうからいただきました。これは通し番号32ページの清水さんの論文の左側、注の(3)というところに、国家秘密法という略称を使うのが正しいですよというふうに指摘をいただきましたので、ここでこのページは全部訂正してということにしたいと思います。

以上、私のほうからの報告はこれで終わりにします。ありがとうございます。(拍手)

○司会 ありがとうございました。

パネルディスカッション 秘密保全法案のヒミツに迫る

パネリスト	高知新聞記者	高田 昌幸 氏
	日本体育大学准教授	清水 雅彦 氏
	日弁連秘密保全法制対策本部副本部長	三木 正俊 氏
コーディネーター	札幌弁護士会秘密保全法制対策本部委員	竹之内 洋人氏

○司会 続きまして、「秘密保全法案のヒミツに迫る」と題しまして、パネルディスカッションを行います。

パネリストは、高知新聞記者の高田昌幸さん、日本体育大学准教授の清水雅彦さん、日弁連秘密保全法制対策本部副本部長の三木正俊弁護士の3名になります。また、コーディネーターは、札幌弁護士会秘密保全法制対策本部委員の竹之内洋人弁護士が行います。

それでは、パネリストの皆さん、コーディネーターの方、前の専用席に御着席ください。

あとは皆さんのお手元に質問表があると思いますが、これはパネルディスカッション中に係の委員の弁護士が随時回収いたしますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

はじめに

○竹之内氏 皆さんこんばんは。本日のパネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます、弁護士の竹之内です。よろしくお願いいたします。（拍手）

きょうのパネリストの皆さんのプロフィールにつきましては、本日の配付資料の2ページにプロフィールを掲載してございますので、こちらのほうをごらんください。

また、質問については、順次回収いたしまして、このパネルディスカッションの中で、適宜、私のほうから質問していくということを予定しておりますが、何分限られた時間でございますので、せっかく御質問をいただきましても、全ての御質問を御紹介することはできない可能性があります。その点はあらかじめ御了承願います。

それでは、パネリストの皆様から、それぞれまず、一言ずつ御挨拶いただきたいと思います。

では、高田さん、よろしくお願いいたします。

○高田氏 皆さんこんばんは。高知新聞社で記者をしております高田といたします。

1986年から25年間、北海道新聞社で記者をしておりました。2011年の6月に退社した後、私、ふるさとが高知なものですから、高知に帰って、再び、地元の新聞社で仕事しております。

実は私、経済取材が一番長くて、法律というのはとても得意な分野ではないのですが、きょうはお招きいただきましたので、情報はそもそも誰のものなのか、誰がどんな理由で

情報を秘匿する必要があるというのか、そんなことをお話したいと思います。経験というか、実体験でしかお話しできませんけれども、何かのお役に立てたらと思います。よろしくをお願いします。（拍手）

○清水氏 どうも皆さんこんばんは。清水と申します。

私自身、北海道に赴任したのは2008年ですが、赴任前に7回、ツーリングで来ていまして、喜んで赴任しました。北海道は非常に冬も過ごしやすく、ずっと北海道にいるつもりだったのですが、法学部教授から体育大学准教授に変わってもやめたいという状況というか、北海道は住み心地がよかったです、大学の居心地が悪かったので、あいつは東京に帰りたくて戻ったのだと言われてはいますが、そうではなくて大学を変えました。そういう人間ですので、いつになるかわかりませんが、北海道にはまた住みたいと思っていますので、こういう形で呼んでいただいて本当にうれしく思っています。きょうはよろしくをお願いします。（拍手）

○三木氏 弁護士の三木正俊です。

2011年度は日弁連の副会長を務めておりまして、そのときちょうど、先ほど今橋弁護士から御紹介ありましたが、2011年の8月に、この有識者会議の報告書が出され、10月にそれに対するパブリックコメントの募集があって、それで慌てて対応したというのが思い出されるところです。

そういうことで、日弁連の秘密保全法制対策本部の立ち上げにもかかわりました。弁護士会の中で、秘密保全法制反対にたくさんの方がかかわっていますけれども、そのうちの一人としてここにいるということです。今橋弁護士が先ほど問題点を指摘したくてたまらなかつたみたいですが、私のために残しておいたのではないかなというような感じでおります。

きょうはよろしくお願ひいたします。（拍手）

なぜ弁護士会が秘密保全法反対運動に取り組むのか

○竹之内氏 さて、きょうの集会は弁護士会が主催させていただいているわけですが、三木さん、そもそもどうして弁護士会が秘密保全法反対運動に取り組むことになったのでしょうか。

○三木氏 皆さん御存じのとおり、弁護士法第1条に弁護士の使命として、基本的人権の擁護と社会正義の実現が挙げられております。そして、その2項に、その使命に基づいて法律制度の改善に努力しなければならないということも定められているわけがございます。

弁護士は全員が弁護士会に加入しております。そのような使命を有する弁護士が集まった弁護士会ですので、当然、人権問題についてかかわりますし、法律も、改正に問題があればそれを指摘する。それから、このように法律が変えられるべきだということにも積極的に発言してきているところであります。

私が弁護士になった前後のころでも、刑法改正の問題もありましたし、弁護人抜き裁判法案の問題、それから拘禁二法など問題になっていました。今回の問題につながる国家秘密法は昭和60年のことでございます。昭和60年に当初案が出され、翌61年に修正案が出たのですけれども、日弁連初め、全国の弁護士会で大変な反対運動を起こしました。

ちょっとだけ紹介したいのですけれども、そのときに、日弁連の会員111名が日弁連を相手にして、その当時も日弁連の総会で国家秘密法の反対決議を上げているのですが、その総会決議は無効だという訴えが起こされました。その理由は二つ、一つは目的の範囲の逸脱だということだったのですけれども、この国家秘密法案のように個人の思想信条及び政治的立場の相違により大きく意見の分かれる政治上の問題について、総会における多数決で賛成、反対の意思を決定し表明するのは、被告の、つまり日弁連の目的の範囲外だと、こういう理由と、もう一つは、会員に対し一定の解釈を押しつけるものだから、思想信条に反するなんていう、そういう理由で訴えが起こされて、裁判所は当然この考え方をいずれも排斥しました。

先ほど私が言ったとおりの弁護士法の解釈が述べられましたし、そこでは、一人一人で行うことには限界があるから、弁護士会として人権擁護と社会正義を実現していくのは当然のことなのだとということが明確に述べられました。それから、当然、総会というそういう決議と個々の会員の思想信条とは全く別物だということも示されたわけでございます。

裁判所にこのような問題を持ち込まれたことがいいか悪いか、これはちょっとおいておきまして、そのような過程を経て、弁護士会は、人権問題である限りは、もちろん会内合意を大事にしながら、積極的に対応している。今回の秘密保全法制に反対する活動も当然のことだということをちょっと、現在ではそんなことは全く問題にならない、そういうことで頑張っているということを御紹介させていただきました。済みません、ちょっと余談になって。

○竹之内氏 そのように人権擁護を使命とする弁護士会としては、これは重大な人権問題だと考えているわけなのですね。

既に存在している秘密保護法制

○竹之内氏 では、本題に入っていきますが、この秘密保全法をつくらないと国家秘密が守れないのだということがこの報告書の基調にあるわけですが、実はもう秘密を保護する法律というのは既に幾つかあるのです。その御紹介をまず三木さんからお願いします。

○三木氏 きょうの資料の手書きの16ページというところを見ていただいて、二段になっていますけれども、その下のほうに現行法制の罰則との比較、この表がこの報告書についているのですけれども、わかりやすいだろうということで、ちょっと見ていただきます。

右側の国家公務員法では、職務上知ることのできた秘密を漏らすことを、これは処罰の

対象にしています。国家公務員法は、いわゆる西山事件で、この国家公務員法違反ということで問題になったところでございます。

その次の刑事特別法では、ここに既に漏えいが処罰になってはいますが、ここで合衆国軍隊の機密となっておりますが、これだけちょっと説明させてください。

合衆国軍隊の機密というのは、合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書や図画もしくは物件ということになっていて、その別表というのは、防衛に関する事項、統制または装備に関する事項、運輸または通信に関する事項ということになっております。

真ん中のMDA秘密保護法というぐあいに呼ばれているものですが、これは日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の略称でございます。この特別防衛秘密というのは、日米相互安全援助協定等に基づき、アメリカから供与された装備品等について構造または性能等々の秘密ということでございます。

自衛隊法の関係ですけれども、これは、防衛秘密とされているのは、先ほど今橋弁護士が言いました別表第4に掲げる事項であって、公になっていないものうち防衛上特に秘匿することが必要なものということになってはいますが、ここではやっぱり別表を見ていただいたほうがいいと思います。手書きの17ページを見てください。報告書では、この別表のようなものをつけることによって、秘密が広がり過ぎないようにするのだという理由づけにしておりますけれども、この1を見てください。自衛隊の運用またはこれに関する云々かんぬんとあります。自衛隊の運用で全ての自衛隊の情報が入ってしまうのではないのでしょうか。つまり、別表という形で範囲を絞ることは全く無理だということをここで見てわかることになると思います。

一応、この程度にしますか。

過失、独立教唆、扇動を処罰することの問題点

○竹之内氏 それで、この現行法ではどういう行為が罰せられるかということ、今の手書き16ページの下の方を見ますと、過失による漏えいであるとか、あと独立教唆、扇動によって情報を取得する行為というのがあるわけなのですが、こういう行為が罰せられるというのは、どういった問題があるのでしょうか、三木さん。

○三木氏 やはり同じ表を見ていただいたらと思うのですが、まず、その前に、有識者会議報告書の18ページ、手書きの12ページになりますか、これの(5)共謀行為の下から4行目、「他の立法例も考慮し」となっています。それから(6)の独立教唆行為及び扇動行為というのがありますが、これの2行目から「他の立法例も考慮すると」ということで、要するにこの表を見ますと、自衛隊法、MDA秘密保護法、刑事特別法に同じような処罰規定があるから、この報告書では新しく特別秘密についても同じ刑罰を持ってきていいのだと、こう言っているだけなのです。問題は、後でも出てくるかと思いますが、今この表で見ますよね、そうすると全てが防衛上の秘密なのです。ところが、

秘密保全法制では、外交も入ってきていますし、公共の安全及び秩序の維持という項目が入っていますから、思い切り秘密とすべき分野が広がっているのです。自衛隊法等の処罰規定のあり方がこれでいいのだというわけではないのですけれども、これらは防衛上の秘密のことを扱っている。ところが、今回の秘密保全法制では、思い切りそれをはみ出して、警察関係も、先ほど言いましたでしょうか、場合によっては原子力の問題についても秘密にされる、そういう広がりの中で秘密を守るために、同じように漏えい、それから過失による漏えい、特定取得行為及び漏えいに共通のものとして、未遂も、共謀も、独立教唆も、扇動も、全て同じように処罰するというのが、その対象分野の広がりとの関係ではまず大きな問題があるということを御理解いただきたいと思います。あたかも今まである法律と同じように犯罪行為を定めているのだと思わせるような説明になっていますけれども、対象分野が全然違う、その中でこれだけの共謀だ、独立教唆だ、扇動だということが定められていることに注意しなければいけないと思います。

あとは、過失による漏えいということですが、これはうっかりして特別秘密を漏らしてしまったという、その行為になるわけです。そうすると特別秘密に触れる可能性のある、そういう人は、公務員も、それから委託を受けた民間事業者に勤めている人も、何か職場で見聞きしたことを外で話すときに、間違いなくこれは特別秘密ではないのだということを確信してからでないといふ人に話すことはできないということになるわけでございます。そういうことになれば、そういう特別秘密にかかわりそうな職場にいる人ですよ、そういう人は余計なことは言わないほうがいだろうということで、職場のこの話は、外ではできなくなるのではないかとというようなことでございます。

長くなるので絞りますけれども、例えば共謀については、ある犯罪を行うことを複数の人間で相談することだといふぐあいに言えると思います。独立教唆とは、犯罪を行う意思を有しない人に犯罪行為を決意させる、そういう働きかけをすることで、別にその働きかけを受けた人が犯罪行為をする必要はない。扇動というのは、そういう漏えい、特定取得をあおり立てることということございまして、いずれも漏えいや特定取得行為がなされなくても成立する犯罪だということに注意しなければいけないと思います。共謀罪については、日弁連初め、全国の弁護士会で反対しました。きょうジャーナリストの高田さんも来られていますけれども、特別秘密の中に違法秘密がありそうだということを考えた公務員または働いている人がいるとします。そして、心あるジャーナリストとの間でどうしたものだろうかと、特別秘密に指定されているけれども、取材源をわからなくして何とか表に出せないのかというようなことを一生懸命議論して相談していると、共謀になる可能性があるという、恐ろしい話になるということに御理解いただきたいと思います。

この程度にしておきます。

国家秘密法との異同

○竹之内氏　ところで、この秘密保全法というのを国家秘密法の再来だというふうにも言

われているのですが、内容は全く同じではないのですね。清水さん、この両者を比較するとどういった特徴があるのでしょうか。

○清水氏 ちょっと三木さんが進行案を超えて、長時間、範囲も私の話すことも話してしまったので、この辺で手短に私はやりたいと思いますが、秘密保全法を許さないということで、怒りで私の目が赤いのではなくて、コンタクトを長時間つけていて乾燥しているので、目が赤くなってしまって申しわけありません。

先ほど今橋さんから話がありましたように、きょうの資料の22ページですね、国家秘密法と秘密保全法の比較の表があります。先ほども言われましたように、この資料だと先ほど紹介していただいた私の「法と民主主義」に、80年代のものは「スパイ防止法」ではなくて、さらに「国家機密法」でもなくて、「国家秘密法」というふうに表現すべきだということは書いてありますから、後で読んでください。

これは70年代から、日米のガイドラインの締結や日米共同作戦研究が開始される中で、基本的にはアメリカの要請で秘密保護法を作れと言われて出てきたものです。一方で国内では、79年に勝共連合、これは統一協会とか原理ですね、あのあたりが中心になってスパイ防止法制定促進国民会議というものをつくって、日本にはスパイがうようよしているから、こういう法律が必要だという動きが出てきて、80年代に自民党が出した法案です。

中身については、この22ページの表を見ていただければわかりますように、非常に大きな違いは、国家秘密法案のときは、秘密の対象が防衛と外交関係だったのですが、今回の秘密保全法は、さらに公共の安全及び秩序の維持という広範なものが入っているのですね。そして、国家秘密法案にはなかった適性評価制度も入っているという点で、これは単なる国家秘密法案の再来ではなくて、範囲が拡大し、人権との関係での問題点はまた後で出てくるとは思いますけれども、私たち国民にとっても人権侵害の度合いが非常に大きいという点で大きな違いがあります。

秘密保全法制はアメリカの要求+警察の便乗

○竹之内氏 ところで、今回のこの秘密保全法の制定というのは、尖閣の、海上保安庁のビデオ流出事件を契機に出てきたように言われているのですが、清水さん、実際にそうなののでしょうか。

○清水氏 有識者会議の報告書なんかでも、あるいは民主党政権でも、そういう言い方をしますが、実際にはそうではなくて、これはこの間、先ほど国家秘密法案のところでも言いましたが、特にアメリカがこういう法律をつくれと要請をしてくれています。そういう中で軍事関係でいうと、大きな要因としてあるのは、2007年に秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定です。これは、英語の略称からGSOMIA（ジーソミア）という表現をするのですが、こういう協定を結んで、この中で、秘密軍事情報の同意のない第三国への譲渡禁止や、アメリカ

が日本に対して同等の秘密軍事情報の保護措置をとることを求めました。さらに、秘密軍事情報取扱資格、これは何かというと、秘密を取り扱う人間についての資格審査をするもので、セキュリティー・クリアランスという表現をしているのですが、これを要求したのがG S O M I Aで、実際には軍事関係でいうと、この2007年のG S O M I Aが秘密保全法の制定の背景にあるわけです。ここで出てくるセキュリティー・クリアランスが、今回の有識者会議の報告書では適性評価制度というふうに変わっているのですね。

さらに、こういう形でこの間、軍事の側から日本に対して法律をつくれという要求がある。それは、とりわけ90年代以降、日本がアメリカの戦争を支持する、あるいは協力するという形に変わってきたからであるわけですし、兵器の共同開発も進めるからなのです。もう一つ今回の特徴は、警察がこういう法律をつくりたがっているということです。それは、警視庁の国際テロ情報が漏れる事件がありました。あれを受けて、ああいう事件をまた起こさないために厳しい法制が必要だと警察が考えたわけです。実際には、防衛省、外務省、警察庁がこういう法律をつくりたいという要求をしています。それはきょうの配付資料の16ページのところに、上のところですね、主要な情報漏えい事件等の概要、これは報告書の中に出ているものですが、これを見ただけでわかれますように、現行法で実際には対応したり、起訴猶予処分になっていたり、実際には起訴しないという形で済んでいるわけなのです。それは尖閣の問題でも、あの事件の情報を公開した海上保安庁の職員についても、起訴しなかったわけです。とすれば、これは実際には新たな保護法制というものは必要はない。でも、なぜこういう法律をつくりたがっているかということ、先ほど言いましたようにアメリカの要求、そして警察が今回こういう動きに便乗してつくりたがっているからです。

きょうの配付資料、見ていただくものが多くて恐縮ですけれども、手書きの33ページを見てください。きょうの配付資料の中に有識者会議の報告書が入っていますけれども、この有識者会議のメンバーは学者5人からなるものですが、実際には33ページから35ページの資料、これはNPO法人の情報クリアリングハウスというところが情報公開請求をして公開させた資料なのですけれども、有識者会議の座席表というものが出ています。これを見ただけでわかれますように、実際には有識者会議の学者だけではなくて、防衛、外務、警察などの官僚、この法律を求めている官僚と一緒に会議に出ているわけです。そして実際には、会議の資料とか関連するものはこういう人たちがつくって、お膳立てした上で有識者会議の報告書が出ている。そういう意味で、今回の法律というのは、この機会に防衛、外務、警察庁がより厳しい秘密保護法制をつくりたいという形で出てきたわけであって、決して尖閣の問題で突然出てきたものではないということになります。

○竹之内氏 警察が入ってきたので、この秘密保全法では、国家秘密法のときとは違って公共の安全、秩序、すなわち警察情報ですね、これも秘密保護の対象になってきたということなのです。

○清水氏 あともう一つだけですが、警察のことで言いますと、先ほどから何回も

説明がありますように、秘密保全法の特別秘密は、三つ目の類型として公共の安全及び秩序の維持も秘密にしてしまいますよという内容です。実は警察法、御関心があればネットでも法律の条文を見ることができますが、警察法の中で警察の仕事として書いてあるのは、公共の安全と秩序の維持に当たるということなのですね。だから、まさに全く同じ言葉ですけども、警察の仕事が公共の安全と秩序の維持に当たることですから、この秘密保全法ができてしまったら、警察情報全部入ってしまいますよということで、こういう意味でも警察がこういう法律を望んでいるのだということが明らかだと思います。

秘密保全法ができると取材現場はどうなる

○竹之内氏 それで、高田さん、道警裏金問題の取材ということをやっとされてこられたけれども、そういった御経験であるとか、あと調査報道をしたほかの記者にインタビューされて著書を書かれておられたりとか、そういった御経験もお持ちですので、この秘密保全法ができると取材現場にどういう影響があるかということについてお聞かせください。

○高田氏 警察はふだんどういう活動をしているのかを私の経験則でお話しして、それと特別秘密がどうかかわってくるかということをお話ししたいと思います。レジュメをつくらせていただきました。手書きの番号で言うと23のナンバーが振ってあるところです。

北海道の方は御存じだと思います。それでも10年前のことになってしまいました。北海道警察の裏金問題というのがありまして、最終的には北海道警察が、利息込みで約10億円のお金を国庫と北海道に返すという事態になりました。これはどういう問題だったかということをおさらいしますと、たくさんの費目が裏金になっていた、と。出張旅費に使う、旅費もありました。それから警察官の日当なんかもあったと思います。しかし、ここは話をわかりやすくするために、捜査費及び捜査用報償費のみについてお話ししたいと思います。

捜査費と捜査用報償費というのは、いずれも警察が事件捜査及び公安関係などの情報を得るために、協力してくれた市民に対価として謝礼のお金を払う、あるいは、警察官が飲んだり食べたりしながら協力者から情報を得たときに、そこの飲み代、食べ物代に払う、そういう目的において支出が認められているお金です。

このお金について、長い間警察は、治安維持のためにこれは絶対必要なのだという言い方をしてきました。道警問題がはじける前に、宮城県警の捜査用報償費が適正ではないのではないかという問題になったときに、当時の浅野史郎知事が、執行を停止しようとしたことがあります。その当時の警察庁長官は漆間巖さんです。後に安倍内閣の時に官邸にも入りました。秘密保全法の制定法案づくりも何らかの形でかかっているんじゃないかと思いますが、その漆間さんは、「もし捜査用報償費の執行を止めたら、宮城では犯罪が激増して治安に責任が持てなくなる」という趣旨のことをおっしゃいました。それはすなわち、捜査用報償費がちゃんと適正に使われているという前提で話しているわけです。

ここにお集まりの方は御存じだと思いますが、今、日本は史上空前の治安安定社会です。凶悪犯罪は激減しています。それも戦後最低水準でずっと推移しています。新聞の社会面、あるいはテレビのニュースを見ると、来る日も来る日も殺人だとか通り魔だとか、そんな話がたくさん載っていますけれども、刑法犯の認知件数は減り続けています。そして、そういった犯罪を抑制するために捜査用報償費あるいは捜査費は活用されている、だから絶対に必要なのだ、ということを警察はずっと言ってきました。

ところが、実はそうではなかったというのが、この北海道警察の裏金の話です。

このレジュメをごらんください。①②③④と、とりあえず番号を振っています。こういう問題が発覚すると、大抵の場合、書かれた側、「あなたおかしいんじゃないんですか」と言われた側は最初、その報道を無視します。あるいは否定します。絶対このどちらかです。これは警察を問わず、どんな役所あるいは政治家であろうと同じです、ほとんどの場合。

次に出てくるのが「言いわけ」です。それが②です。

道警の裏金問題が最初、疑惑として浮上した際、捜査用報償費や捜査費は「真つ当に協力者に払っているんだよ」と警察は言いました。疑惑の全面否定です。しかし、会計書類がオープンになれば、支払先の名前が分かってしまう。誰が警察に協力しているか、その方法は何かということがわかってしまう。だから、細かな使途は「捜査上の秘密だ」と反論していたわけですが。完全に、です。だから、会計検査院も監査委員も、警察の捜査費や捜査用報償費の会計書類、そこに書かれている支払先の協力者にはさわったことがないのだ、と。そういう言い方をしていたのです。

しかし、その言いわけは、フィクションだったのです。最終的には市民の協力者などは一人もいなかったことが判明しました。警察の経理書類には、警察の協力者の名前も出てきます。しかし、その名前は、警察が勝手に使っていた。電話帳から勝手に名前を書き出して、警察の落とし物の判こを使って、経理書類を内部でつくって、捜査用報償費や捜査費を一旦支出して現金化し、内側でプールして、自分たちで好き勝手に使っていたと。これが本当の姿です。したがって、会計書類に記載された内容が最初から虚偽なわけですが。だって、お金で情報を買うような相手は、だれ一人、いなかったわけですから。

でも、警察は「具体的な使途は言えないけれども、ちゃんと捜査のために使っています」という弁明をした。そういうフィクションの世界をつくって、逃げ切ろうとしたのです。

そこで問題になるのが秘密保全法です。裏金報道の当時、仮にこの法律が制定されていたら、どういう事態が想定できるでしょうか。警察の言いわけを前にしたら、記者は当然、「本当に捜査のために使っているのですか」「捜査協力者というのは誰ですか」「一体誰がどんな運用をしているのですか」と取材するわけです。この場合、お金の動きを追うことは、捜査員の動きを追うことと、ほぼイコールの関係です。警察組織の運用の話にもなってきます。警察はそこで「捜査上の秘密」を持ち出すでしょう。特別秘密です、

と。取材は法律違反になりますよ、と。少なくとも現状では、裏金に関する取材そのものが違法性を問われることはありません。しかし、秘密保全法ができれば、間違いなくそれは変化します。

裏金報道は、1年半ほど続きました。その間に記事を1,400本ほど書きました。レジュメの2枚目以降に当時の記事を何枚か載せていただいていますけれども、秘密保全法があると、一生懸命その秘密を隠す側、それでも何とか暴こうとする側、その間で恐らく特別秘密の網がかかり、取材の大きな障壁になります。

もちろん、特別秘密などという網がかかっているようにかかっているまいと、現在でも警察などの組織は徹底的に秘密を秘匿します。この記事の25ページ、見てください。これは最初の報道ですが、ここでは「裏金は道警ぐるみだ」と書いています。これが事実上の第一報です。全道警ぐるみで捜査用報償費を不正に使っているんじゃないんですか、と。その記事が出た2日後、道警本部が口どめしたという記事が出ました。これ、道警本部から各警察署などに、北海道新聞の取材には一切応じるな、何も言うなと指示が出たという記事です。12月5日、第1報からわずか2日後です。

それから、ページをめくってください。これは年を明けて2月26日の記事です。裏帳簿があった、という記事です。裏金問題の場合、表の会計資料にはうそしか書いていないわけですから、実際に何がどう使われたかという記録は、裏帳簿にしか書かれていない。仮に万が一、情報公開などの手法によって本当の会計資料を入手しても、そこには本当のことが書かれていないということなのです。黒塗り部分が仮に全部開示されたとしても、公文書は最初から虚偽なわけですから。権力は何度もうそをつくというのは、このことを言っているのですね。仮に情報公開制度で、やったあ、北海道警察の内部資料をゲットしたぞといっても、その内容自体が既にうそなわけです。

実は道警裏金問題をさかのぼる1996年ごろでしょうか、北海道庁の裏金問題というのもありました。ここにいらっしゃる方、御存じかもしれません。そのとき、ある北海道の幹部の、3人いましたから言ってもいいでしょう、副知事の方が私を呼び出して、こう言ったんですね。君はおかしいと。会計書類を元に不正だ、不正だって報道しまくっているけど、会計書類は最初からうそ書いているんだ、と。本当のことなんかそんなところに書いているわけないだろう、と。でも、ちゃんと公務に使っているんだよ、予算が機動的に使えない、使い勝手が悪いからだ、と。そう言われて、仰天したことがあります。たぶん、どの役所にもそういう構造があって、公金の真実の使途に辿り着くまでに、何段階ものフィルターがあるんだろうと思いました。

だから、結局、そういう事実を探りにいこうとすると、特別秘密にひっかかるわけです。建前の世界で、です。27枚目の番号が振ってある記事を見てください。これは道警に裏金の指南書が存在していたことを暴いた記事です。その指南書は、もともと内部告発しそうな人は組織からページしろと書いてあります。これは道警の内部文書です。裏金問題について本当のことを言いそうな人は、そもそも経理を扱う枢要なポストにつけてはい

けない、という文書なのですね。組織はどの前から、こういうことをやっていたわけです。

ところが、取材というのは、これは法律の専門家の先生に後で解釈していただきたいのですけれども、現在も警察の場合は、国家公務員法あるいは地方公務員法で縛られているわけです。守秘義務を課せられています。その縛りはあるけれども、そこを何とか教えてくれと、記者は取材先に行くわけですね。秘密保全法がない今でさえ、この取材行為そのものが、もしかしたら、国家公務員法違反のそそのかしに該当すると言われかねない。内部にとって都合の悪い情報を教えてくれと言いに行くわけですから。そこに秘密保全法ができたなら、取材行為が法の網にひっかかるケースが格段に増え、もっとひどいことが起こるだろうと思います。

先ほど、資料の16ページ目ですか、政府がつくった、有識者会議がつくった主要な情報漏えい事件等の概要というのがありました。その下から三つ目、平成20年の中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案というのがあります。これは、実は読売新聞がスクープしたのです。この記事が出た後に、当該の自衛官、一等空佐ですか、書類送検されて不起訴になるのですけれども、これが当時私は結構衝撃でした。要するに権力側は報道機関の側ではなく、最初に情報源を徹底的につぶすのです。

こういう場で話をすると、よく、取材者側にはどんな影響がありますかと聞かれます。でも、最初恐らく何も無い。秘密保全法ができて、何か特別の秘密を取材に行こうとしても、我々の側には最初は何も起きないでしょう。組織というのは、どこから情報が漏れたかを徹底的に探して、そこをつぶしていきます。この自衛隊法違反事件、これがまさにそうでした。報道した読売新聞の側には現実何も起きていません。読売新聞は、こんなことをしてはいけないと論陣を張りましたけれども、現実問題として、記者が同時に書類送検されたとか、刑事責任を問われたとか、そういったことは一切ありません。処罰はあくまでも漏らした側でした。秘密保全法ができて、最初はそういうことが続くだろうと。

結局、秘密保全法ができれば、最初は、何らかの内部情報を外部の報道機関に通報しようとした人、こんな不正があるから報道してもらいたいと通報した人たちがまず、処罰される。それが萎縮効果を生む。しかも厳罰です。完全に萎縮します。それでほとんど終わりです。

その後は、記者が取材に行くと、来るな、秘密保全法違反でやられるかもしれないから近づくな、という雰囲気は権力機構の中に広がるでしょう。俺に近寄るな、近寄っているだけで疑われるからやめてくれ。それでも報道が続くと、最後の最後、権力側は報道機関に向かってくる。情報公開を一生懸命やっている市民団体に向かってくる。そんなような感じがしています。

ちょっと雑駁になりましたけれども、それが私の今の実感です。

正当な取材活動は処罰しないから問題ない？

○竹之内氏 有識者会議の報告書では、正当な取材活動は処罰対象にはしないから問題ないみたいなことを書いているのですけれども、高田さん、取材する者として、そう言われてどうお感じですか。

○高田氏 正当な取材方法とは何でしょうか。それを誰が判断するのでしょうか。実は、何年だったか、記憶が正確ではないですけれども、東京である通信社の記者が取材中に逮捕されたことがあります。当時、社会保険庁絡みの事件があり、警視庁が捜査していた。その関係者の家に夜取材に行くと上司から言われて、若い記者が行った。20代です。夜7時ごろだったのですね。ピンポン押ししましたが、応答がないと。でも、どうも中に明かりがついているから、何だろう、いるのかなとか、横に回ったり、ピンポン押ししたりしていると、中の人が連絡したのでしょうか、警視の車が来ました。本人は警察の担当記者ですから、ああ、よかった、仲間だと思っているのですね、警察官を。ふだん記者クラブにいるわけですから。「何やっているんだ」と言われて、「いやいや、ここにちょっと取材で」「何の取材だ」「中身は言えませんが」と言って、そのまま「じゃ、署に一緒に行こう」と言って警察署に連れていかれた。住居侵入の現行犯逮捕だったのです、実は。会社は守ってくれませんでした。警察から言われたと言って、おまえを警察担当から外すと言って、その記者を警察担当から外した。記者は社内処分も受けた。この件は一切口外すると言われ、結局、対外的にはこの事件はうやむやになりました。

問題は、夜7時にピンポン押す行為が違法かどうかということです。違法なのでしょうか。だから、正当な取材行為というのは誰が判断するのか。結局は取り締まる側が一義的には判断するんじゃないか。最後、裁判所で争えばいいと言われますけれども、今の現実社会の中では、一旦逮捕されたら、いろんなことが起きる。新聞記者といっても、会社員あるいは社団法人の社員です。会社の中で処分も食らう。この例のようなことがおきたら、その間にどんどんどんどん、取材現場も萎縮が進む。現実にはもう、対権力との関係で言えば、萎縮は相当に進んでいるのだらうと思います。そしてこの法律ができれば、さらに進むのだらうと思います。

○竹之内氏 やっぱり正当と言われても困ってしまうわけですね。有識者会議の報告書は、その正当な取材の解釈というのは、沖縄密約事件の最高裁判例があるから、それにのっとるのだみたいなことが書いているのですけれども、清水さん、この報告書の立場というのは、その最高裁判例と全く同じなのではないでしょうか。沖縄密約事件のことを御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、事件の紹介と、それとあと、そもそもこの最高裁判例というのがいかなる評価をすべきものなのかというところを含めて、お話をお願いします。

○清水氏 ここに来られている方は、沖縄密約の問題は御存じかと思いますが、毎日新聞の西山太吉記者が外務省の女性事務官から、アメリカが日本に沖縄を返還するときの秘密協定、密約ですね、情報を入手して、それを毎日新聞で部分的に報道し、毎日新聞は全面的に報道しなかったもので、当時社会党の北海道の横路議員に渡して、国会で暴露し

たという事件です。

その密約問題については、例えば、澤地久枝原作の小説を1978年にテレビ朝日が映画化しまして、今手に持っているのが2010年にシアターキノで再上映されたときのチラシです。私、初日にシアターキノでトークをしたのですが、こういうものがありますし、あるいは2012年1月から3月まで、TBSで山崎豊子原作の「運命の人」というドラマをやっていました。あれが西山記者事件を描いたものですが、残念ながら、TBSのドラマは大体10%ちょっとぐらいの視聴率しかとれなくて、最後は14%をとったのですが、なかなかああいうかたいドラマは多くの人が見ないようです。あのドラマを見て一つ知ったのは、渡辺恒雄氏、ナベツネは結構いい人間だなというのがよくわかって、貴重なドラマだったのですが。

先ほどの話に戻しますと、密約を暴露して、横路議員が国会で追及すると、政府は、要するに私たちの貴重な税金を使って、本来アメリカが負担するお金を国民に内緒で肩がわりするという密約を結んでいたわけだから、政府が国会で国民に説明する、謝罪するのが筋なのに、それこそ高田さんの話ではないですが、それを認めない、知らないふりをして、誰が情報を漏らしたかという犯人探しをするのですね。それで外務省の女性事務官と西山さんが逮捕されてしまうわけです。

この事件で一審の判決は、女性事務官が有罪で、西山さんは無罪になるわけです。なぜ西山さんが無罪になったかということ、それは正当な業務は罰せられないという規定が刑法でありますので、西山さんが新聞記者として情報を入手し、それを報道するということは正当な業務だから罰しないという判決を出したのです。しかし、それが高裁、最高裁でひっくり返されてしまって、西山さんも何と有罪になってしまうのですね。それで御本人も毎日新聞をやめることになるわけです。

そういう事件が西山記者事件というものですが、この報告書でも、その西山記者事件に触れています。あのときの最高裁判決を使って、正当な行為は罰しないからいいのだという言い方をしていますが、非常に報告書の観点は都合よく最高裁判決を利用しているだけであって、そもそも西山記者事件、外務省機密漏えい事件の最高裁判決については、学界では多くの憲法学者が不当な判決だと批判しているのですね。特に西山さんに関して有罪判決を出した部分についてなのですが、そういう憲法学界で非常に問題がある最高裁判決を何の批判もせずに報告書で使って、それで正当化するという点で、非常にこの報告書の観点というのは問題があると思います。

調査報道ができないとどうなるか

○竹之内氏 今のお話や先ほどの高田さんのお話からすると、秘密保全法のもとでは、調査報道というのは、よほどの覚悟がないとできないというようなことになってしまい、そういうものが非常に難しくなりそうですね。

清水さん、そういう調査報道というものがない世の中というのは、どんな世の中になっ

てしまいますかね。

○清水氏 やはりジャーナリズムの世界と憲法学の世界って似ていると思うのですが、憲法というのは国家権力制限規範という、ちょっと難しい表現ですが、端的に言うともう表現をします。国家というのは必要悪であって、暴走する可能性が常にあるから、それで憲法で縛りをかけると。それで割と憲法研究者という者も国家権力に対して距離を置いて、批判的な観点から研究活動をするのですが、ジャーナリズムについても、社会の木鐸という表現はもう今余りしないと思いますが、本来、やはり国家権力をチェックする役割があるはずですよ。

そういうジャーナリズムの一つの役割、単に情報を垂れ流せばいいわけではなくて、やはり国家の問題、国家権力というのは巨大な存在で、常に私たちの人権を侵害する可能性があるから、憲法で縛りをかける。さらに、ジャーナリズムの世界で、私たちの人権を侵害しないようにチェックしていく必要があるわけです。その役割がジャーナリズムにあるにもかかわらず、今回この秘密保全法のようなものが通ってしまったら、結局、国家が何をやろうとしているのか、私たちの人権にとって何か問題があるようなことをしでかすのではないかと、いろいろなやはり独自の調査、報道というのが当然必要になってくるわけです。単に支局の記者が警察署などに通って、警察官と仲よくなって、事件について聞いて、それを事件報道という形で垂れ流して、それで記事ができればいいというわけではなくて、さらにもっと突っ込んで、独自の観点から国家権力に対していろいろな調査をする。問題があれば、それを報道すると。

私たちが国の主人公であるわけですから、私たちがいろいろな情報を知った上で国をチェックしていかなければいけないわけです。そして、私たちは税金をたくさん取られていますし、その税金に基づいて国が動いているわけですが、何に私たちのお金が使われ、どういう影響があるかということは、当然私たちも知りたい、知らなければいけないわけです。

憲法21条に表現の自由というものがありますが、表現するからには、まず、知ることが大事なので、憲法21条には知る権利というものを書いていませんが、憲法21条からは表現の自由だけではなくて、知る権利というものも保障されます。さらに、憲法21条は、表現の自由だけではなくて、報道の自由あるいは取材の自由というものも保障しています。その報道というのは、いわばメディアによる情報のアウトプットの作業になるわけですが、もし、メディアが例えば国家に対して取材活動したとしても、情報が統制されていけば、報道する内容というものも一方的なものになってしまうわけです。それは戦前の大本営が情報統制していたことを思い出していただければわかるというか、皆さんそのころ生きていたわけでは必ずしもないと思いますが、思い出しようもないと思いますが、戦前はやはり大本営が情報を統制して、メディアはその統制された情報しか、要するに、日本は本当は戦争に負けていたのだけれども、大本営が勝った勝ったというその情報を流すから、勝った勝ったという報道しかできなかったわけです。

やはり戦前の反省から、戦後、日本国憲法のもとで、そして憲法21条のもとで、単に表現の自由だけではなくて、報道の自由も大事だし、その情報、メディアが入手する取材の自由も大事だし、そして、それは何のためにあるかというところ、国民の知る権利に込めるものですよというふうな21条は構成されてきたわけです。

そういう意味で、今回のような秘密保全法が制定されてしまえば、本来、私たちが知らなければいけない情報を知ることができない。そもそも国家が情報を隠してしまうわけですから、メディアの側も取材が十分できない。そういう意味で、これは単にメディアだけの問題だけではなくて、私たちの知る権利、そして、知る権利に基づいて私たちは主権者としていろいろな意思決定をしていくわけですから、主権者としても重要な問題があるのではないかというふうに思っています。

以上です。

守られるべき「国家秘密」とは

○竹之内氏 我々国民は主権者であるわけですがけれども、他方では、この報告書では、国益を守り、国民の安全を確保するためには、秘密にしなければならないこともあるのだというように冒頭に書かれているわけなんですけれども、ここら辺の秘密というものの存在をどう考えるかというところ、憲法学者としてどういうふうにお考えですか。

○清水氏 国はいろいろな情報を持っています。それら全ては、何か先ほどの話と矛盾するような印象を与えるかもしれませんが、国民が主権者なのだから、国が握っている情報を全部公開しろということにはならないと思います。

すごくわかりやすいのは、国家独自の情報ではなくて、私たちの国民の情報ですよ。国は私たちの、国民のいろいろなプライベートにかかわる情報を持っています。それはやはりその情報を持っている私たち国民自身に断りもなく、同意もなく、勝手に私たちのプライバシー情報を公開してもいいわけがないわけであって、国家が持っている情報は全て当然公開すべきということにはなりません。また、例えば、国独自の問題でも、特に金融政策の問題なんかですね、公定歩合をどうするかというものは事前に公開すべきではない。そして、冒頭に話もありましたが、確かに防衛とか外交に関する問題についても全て公開すべきだとは思いません。一定の範囲で、やはり国家間の問題ですから、秘密というものはあり得ると思います。あり得ると思うのですが、では、何が必要かといえ、やはり今回の秘密保全法のように先ほどの特別秘密の規定がまさにそうですが、国が持っている情報を何でもかんでも秘密指定されてしまう可能性があるわけですよ。一定の範囲で国が秘密を持っていて、とりあえずは公開しないということが認められるとしても、秘密保全法は余りにもあいまいで範囲が広いわけです。そういう意味で、国には一定の秘密があるとはいえ、やはり何を秘密にするかということをかぎり限定してわかりやすく法律に明記すべきであって、今回のように漠然とした形で法律を制定すべきではないと思います。

さらに、あとアメリカがそうですが、とりあえずは高度な防衛、外交に関する情報を秘密にしたとしても、一定の年数がたてば、これも何年かということはやはり明記すべきですが、情報公開法などによって公開しています。しかし、今回の法制ではやはりそういう関係には必ずしもなっていないわけで、問題があると思います。

○竹之内氏 高田さんは、国家には秘密があるのだという考え方について、どういうふうにお考えですか。

○高田氏 国家という抽象的な概念で物事を考えるだけではいけないと思います。金融不祥事がたくさん続いていた1990年代後半、銀行がばたばた倒れたことがあります。あのころ、会社のためにとか、銀行のためにとかという言葉が随分いろいろな人が使いました。組織を守るために俺はこれは言えないんだ、とか。会社のために仕方なかったんだ、とか。でも、さらによくよく話を聞いていると、組織を守るためではなくて、今その地位にいる自分自身を守るために言えないのしょうというところに行き着いてしまうわけです。あなたが今その地位を失いたくないがために、会社のためとか、言い繕っているんでしょう、と。そういうふうに見てしまうのですね。

ですから、道警の裏金問題も北海道庁の裏金もそうですけれども、何かもっともらしいことを言っている、どうもそれは違うのではないかと。だから、「国家のために」の「国家」って一体どこにあるのだと思ってしまうのですね。その言葉は「国家を守る」ではなくて、本当は、官僚たちが今就いているそのポスト、そこに座る今の俺たちを守るために、という意味ではないのか、と。自分の身がかわいいただけなのに、それを「国のため」とか、別の言葉で言いくるめないでください、ということです。

それと大きな流れとしては、自民党の憲法改正草案もそうですけれども、戦後続いてきた国民と国家の関係、それが全部逆さまになろうとしていると。これは大変なことです。憲法改正草案もそうですね。国民の上に何か抽象的な国家という概念がどんと来て、それを守るためなら何でもみんな我慢しなさいみたいな。そういう方向へ流れています。清水先生とはちょっと違うのですけれども、国家には秘密があると思います。しかしそれは、国家、つまり国の行政機関が持っている一般市民の個人情報などであって、政策やその立案過程、公金の真の用途などに秘密があると言えるのか。秘密保全法では特別秘密を別表で定めると言っていますが、別表で示される項目にしても概括的にならざるを得ない。秘密にされる情報は、抽象的な概念的な内容ではなく、個別具体的な内容なんです。それを国家の名の下に、抽象的な概念で特別秘密の枠をはめてしまう。

特別秘密は結局、公金を使って収集した情報です。国家に秘密がある、すなわち公務員の行動や金の使い方には秘密があるという前提に立った途端に、もうすべてがだめなのではないかなという感じを持っています。うまく言えなくて申しわけないのですけれども。

行政が「秘密」を決めることの問題点

○竹之内氏 そういうような取材現場の感覚、肌で感じてこられたということですから

も、そういった御経験から、今回のこの秘密保全法のスキームでは、秘密って誰が決めるのですかというのは、その持っている行政機関が決めるということなのですね。そういう決め方というのを、高田さん、どうお感じになりますか。

○高田氏 警察の裏金問題が国会で問題になったときに、当時、警察庁の次長の吉村さんという方がいらっしゃって、こういう答弁をしているのですね。国の会計検査院は国の人間がやっているのだから信頼性があると。ところが、都道府県の監査委員は、所詮、地域のいろいろな利害関係の中でやっているのだから、信用できないのだと。そういう趣旨の答弁をしているのですよ。元々、中央のキャリア官僚にはそういう発想があるのではないのでしょうか。官僚が何かを決めるにしても何にしても、「なぜ、どういう経緯でそも物事が決まったか」を市民が検証できなければならない。行政機関とか政府というと抽象的な感じがしますから、敢えて別の言い方をしますが、要は1人1人の公務員の行動を社会が検証できる仕組みがあるかどうか、そこがポイントだと思います。ところが、そうした過程が特別秘密にされてしまったら、検証ができない。年月がたった後も、リアルタイムでも。物事を後々にも検証できないシステムをつくるというのは、そもそもが民主主義に反していると思います。

話はそれですけれども、先ほど清水先生の話聞いていて思ったのですが、秘密保全法が行き着く究極の姿というのは、清水さんは大本営のことをおっしゃいましたけれども、私なりにお話ししたいと思います。ちょっと時間が長くなりますけれども、二つ思い出したことがあります。

山中恒さんという児童作家の方がいらっしゃいまして、昔、「新聞は戦争を美化せよ！」という分厚い資料集を出されています。それを読んでいくと、治安維持法ができて、満州事変が始まった直後ぐらいの新聞社内のいろいろな記録が出てきます。新聞は社内で一斉に内部通達を出すのですね。自主的にです、恐らく。新聞が政府を批判するときは過ぎた、と。これからの新聞は、この一大事、すなわち戦争です。来るべき一大事に備えて協力しなければいけないと。君たちのペンは銃剣であり、インクは銃弾である、と。確か大阪の毎日新聞ですが、そんな社内文書が残っています。

戦前、戦後も同じですけれども、報道機関と政府は極めて距離が近いのです。戦前、朝日新聞の筆政、今で言う主筆ですが、それをやって、後に自民党の政治家になった緒方竹虎さんという方がいました。この方は戦前に内閣情報局の総裁に就任するのです。1943年か44年かな。間違っていたらごめんなさい。記憶では、戦争が始まってから総裁に就いたと思います。情報局の総裁になったときに、彼は彼なりに自分はまだ、どちらかというと自由主義的な立場にいると思っているわけですね。そのころ、記者との懇談会の場で、若い記者が余りにも不自由に取材して書いているのを見て、彼は思わずこう言うのです。日記か何かに残されていた記憶があるんですが、「君たち、幾らこの御時世だとはいえ、もっと自由に報道していいんだよ」といった問いかけをするわけですが、緒方が。ところが、若い記者が緒方にこんなことを言ったそうです。「総裁、それは困ります」と。

「どこまで報道していいかお示してください」と。それに緒方は衝撃を受けてしまうのですね。情報をコントロールする側において、緒方も緒方だなと思いますが、秘密保全法ができて何年も経過した社会は、究極、そんな姿になっているのではないかと思います。それに現実、いまも権力帰国と報道機関との間では、似たような出来事が日々積み重ねられているのですから。

ですから、行政機構の行動を後からでさえも検証できないシステムで秘密をつくるということは、そもそも民主主義社会に完全に反していると、私は強く感じていますけれども。

○竹之内氏 その秘密の指定ということで、今来た質問で清水さんにちょっと質問したいのですが、これ、行政機関ではなくて、第三者機関に指定させたらいいのではないか、何かそういったようなものというのは考えられませんか、あるとしたらどんなのが望ましいでしょうかという質問がありますが、いかがでしょうか。

○清水氏 もちろん第三者機関が決めると一步距離を置いて、慎重なような感じもしますが、そもそも今回の秘密保全法というのは秘密の範囲が余りにも広いので、そういう意味で第三者機関がこれを指定したからといってよいというふうにはならないと思うのですね。それが私の立場です。

本人が同意すれば個人情報調べてもいいのか

○竹之内氏 ところで、この秘密保全法のポイントのもう一つ大きいところ、適性評価制度ですね。個人情報を調べるわけなのですけれども、それは本人が同意をとった上で調べる、だからいいのだというようなことを、この有識者報告書には書いてあります。けれども、三木さん、こういう問題って、本人がいいと言えばそれでいい問題なのでしょうか。

○三木氏 私は日弁連の副会長のときに、去年の3月ですけれども、社会民主党が日弁連と、それから内閣参事官を呼んで、同時に行ったヒアリングに参加したということがありました。そのときに適性評価制度がやっぱり議論になりましたが、内閣参事官は大見えを切って、同意があるからいいのだと言っていたのを思い出します。しかし同意があるからいいのだとは言えないことは明らかです。

ある組織にいまして、上司の人から、あなた今度特別秘密を扱ってもらうことにするから、ちょっとこの適性評価というのを受けてくれないかと、そういう調査に同意いただけないかと言われて、それを断れる人はまずいないのではないのでしょうか。一つには変な人と思われるだろうし、特別秘密というようなものに携わるということは、組織の中枢部に入っていくことになるわけですから、それを断るといえるのは、出世にも差し支えますので、まず無理だろうというぐあいに思えるところでございます。

もう一つは、先ほどの資料の手書きの8ページ、ちょっと見ていただきまして、8ページの、報告書では横にしますと11ページの上から7行目ですが、対象者本人に加え、配偶者のように対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者についても適性評価

の対象とできるというぐあいには書いていますので、対象者が無限に広がるという可能性があります。また、ここでは、特別秘密を取り扱うことになる、また業務上取得することになる、こういう人からの同意が必要とされて、その周りの人の同意は全く考えていません。周りにいる調査される人はどうなるのだということからすると、そのプライバシー権の侵害は非常に大きなものがあるのではないかとこのぐあいに思っています。

もう一つ、そもそもそういう適性調査に同意するか否かの結論を出せということ自体が、一般に隠しておきたいなという情報を調査される事項との関係で持っているのか持っていないのか、少なくとも持っている可能性があるかどうかということ、明らかにすることを求めるもので、そのこと自体がプライバシー権を侵害するのではないかとこのぐあいに思います。同意があるから適性評価制度は問題ないということは全く言えないと考えます。

○竹之内氏 今、三木さんから御紹介ありましたとおり、周りの関係者も調べられるというわけですから、我々公務員ではないから関係ないという問題ではないのですね。あなたの周りにいる、たまたま家族とか友達とか知り合いとか、そういった中に秘密を扱っている人がいると、そのつながりでいつの間にかあなたも調査の対象になっているかもしれない、そういうお話なのですね。

それで、このように適性評価制度をやっていくと、どんどん国が個人情報を収集していくということになるのですけれども、清水さん、こういう制度をどのようにごらんになられていますか。

○清水氏 改めてこの適性評価制度を考えたいのですが、きょう配付の手書きの8ページのところです。ここに報告書の適性評価制度についての項目があります。横向きにしていただいて、左側、エというところです。評価の観点及び調査事項というところです。そこに①から、これ、評価の観点ですが、我が国の不利益となる行動をしないこと、外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないこと、自己管理能力があること又は自己を統制できない状態に陥らないことと続いていくわけです。私なんかはこれを見ると、国家権力を批判しているから不利益な行動をしていますし、取り込まれる可能性もありますし、自己管理能力、自己を統制できない状態になってしまうかもしれないから、私は大丈夫だなど、私は安心するのですが、もちろんこれは皆さんは安心してはいけないうわけであって、なぜかといえば、先ほどからも説明がありますが、秘密保全法が対象にしている人は非常に広いのです。防衛省とか外務省、警察、そういう特定の公務員だけが対象になるのではなくて、この報告書にもありますように独立行政法人や地方公共団体、さらに行政機関などから事業委託を受けた民間事業者や大学も対象になるのです。そうすると、当然、防衛関係の民間企業なんかは入ってきますし、何か開発、大学も一緒に共同研究していれば、その大学も入ってきます。そして、その特別秘密というものが、さっき③の公共の安全及び秩序の維持も入ってきましてと言いましたが、従来の防衛、外交秘密だけではなくて、③が入ったことによって、単に警察情報だけではなくて、例えばT P P

の交渉情報だとか、あるいは3・11の後のSPEEDIの情報、こういうものも入ってくる可能性があるのですよね。そういう形で、何でもかんでも国家がかかわっている問題が秘密指定されてしまう。そして、国家との関係で何らかのつながりがある民間企業や大学に対しても、その秘密の指定がかかってくる。そして、それも当事者だけではなくて配偶者も対象になって、先ほどの手書き資料の8ページのところ、エのところを言いましたが、評価の調査事項、後でまたもう一回見てほしいのですが、本当に細かいですよね。学歴だとか、外国への渡航歴だとか、懲戒処分歴だとか、信用状態だとか、本当にその人の個人情報、プライバシーにかかわるようないろいろなことを調べていくわけです。そういう意味で、特定の公務員だけがこの秘密保全法によって対象になるのではなくて、ここにきょう参加されている方々の中にもひっかかってくる可能性のある方がいるのですよね。そういう意味で、自分とは無縁の問題ではないというふうにまず考えていただきたいというのが一つです。

そして、こういう形で国家が私たちの情報をいろいろ集めるということに対して、やはり嫌悪感を持っていただきたいのです。きょうの配付資料の手書きの36ページ、一番最後のものを見ていただきたいのですが、きょうマイナンバー法案が閣議決定されたらしいです。マイナンバー制度について、民主党政権でいろいろ議論されてきたというのは皆さん御存じかと思いますが、そのマイナンバー制度について書かれた毎日新聞の二つの記事を、この36ページのところに上げておきました。ちょっとここではマイナンバー制度自体の検討をする場ではないですから、詳しいことはこの記事を読んでいただきたいのですが、一般的には社会保障と税の問題でこういう個人番号が必要だという認識があるかもしれませんが、しかし、こういう制度を導入するどさくさで、ここでも警察がマイナンバー制度を利用しようとしているのですね。

それは2012年3月10日の毎日新聞の記事を見ていただきたいのですが、これの上から4段目のところ、黒丸で、捜査機関は例外扱いという小見出しがついているところを見てください。これ見ていきますと、法案の中に何があるかという、要するにマイナンバー制度を導入して、これで私たちの個人情報を国が集めていくわけですが、国が集めた私たちの個人情報を捜査機関が利用できるという規定なのです。要するに警察、検察などがマイナンバー制度を、本来社会保障と税に関するための情報だと思っていたら、実は警察がいろいろな捜査情報でそれを利用できるのですよという規定が巧妙に盛り込まれているのですね。

そうなるとうとうなってしまうかという、同じ手書きの36ページの、下の毎日新聞の2012年3月31日の記事ですね。インタビューに答えて、私が答えたことを臺さんという記者がまとめたものですが、これの一番下の段のほうを見てください。最後の段落ですね。先ほど言いましたように、憲法はそもそも国家権力を縛るためにつくったわけですが、今、従来の関係を180度変えてしまうような状況がこの先起きそうなのです。その記事を見ていただきたいのですが、秘密保全法については、国家の側に、国家が持って

いろいろな情報ですね、それを保護して、私たちの国民の知る権利を認めないというのが秘密保全法です。それに対してマイナンバー法案というのは、国家に国民のいろいろな個人情報を知る権限を正面から与えて、私たちはいろいろなプライバシー情報が侵害されてしまうという構図になっていまして、要するに秘密保全法とマイナンバー法というのはセットで、従来の国家と国民との関係を逆転させてしまうという関係になっているわけですね。

そういう意味で、この間、日弁連は、秘密保全法だけではなくて、マイナンバー制度についても同じような観点から反対の立場で活動されてきていますが、秘密保全法だけではなくて、マイナンバー制度についてもやはり私たちはセットで考えて、こういう悪法は制定させてはいけないというふうに考えるべきだと思っています。

報道現場への影響は

○竹之内氏 いろいろ問題のある法案だということがわかってきたかと思いますが、ちょっと高田さんにお尋ねしたいのですけれども、一つは、報道というのはこれからどうなるのだろうかということで、今いただいている質問では、こういう法律ができると記者は身の安全のために記者クラブの発表報道に重点を置くようになっていくのではないかという質問と、あとまた逆の感じで、結局、いわゆる発表ジャーナリズム、警察発表を垂れ流しているだけなので、この法律ができてマスコミとしては大して変わらないのではないかという、そういう質問が来ているので、報道現場に与える影響ということの一つ伺いたいのと、それからあと、もうちょっと広く、社会に対してどういう影響が出るかというところを、高田さんとしてはどうお考えなのかということについてもお話しただければと思います。

○高田氏 ストレートにそれが全てだと思われても困るのですが、この法案が通ったところで、数年間は報道現場って何も変わらないだろうと思います。現実、今、新聞は発表報道が相当に多いですから。記事の分量にしたら8割から9割が発表ものか、その加工だと思えます。圧倒的多数がいま現実に発表ものですから。

ただし、残りの数少ない部分で、記者はそれぞれに懸命に頑張っているわけです。そして時々、突然変異のように警察の裏金だとか、原発に関するすばらしいスクープとか、そんな記事が出る。発表取材に追われながらも、ぎりぎりのところで踏ん張って独自の記事を書こうとしている、その範囲が狭くなり、押し潰されていくような感じになるでしょうね。じわじわ、じわじわ、長期的に。秘密保全法下の社会では、特別秘密の壁を乗り越えて取材しようとしたら、取材行為そのものが法律違反に問われる可能性があるわけでしょう。法律違反でもいいから取材しろ、なんて組織は正式にはなかなか言えません。ですから、今の発表依存がさらに進み、どっぷり浸かっていく報道がもっと続くだろうと。その究極の姿は、さっき言いましたけれども、緒方竹虎が、もっと君ら自由にしているのだ

と、そんなことを言う世界ですね。そういう日がやってくるのかもしれませんが。そういう感じはありますね。

それともう一つ御質問は何でしたっけ。

秘密保全法のある世界

○竹之内氏 もう少し広く、世の中がどういうふうに変わっていくのではないかとお考えですか。

○高田氏 先ほど三木先生でしょうか、おっしゃっていましたが、特別秘密にアクセスできる人がその組織の中で偉くなっていく、こういうラインが明確にできるのだろーと思います。今の組織では、物事の理解力だとかリーダーシップだとか、人の評価にはいろいろな軸がありますが、その中の一つに特別秘密にアクセスできるかどうか、が加わる。特別秘密にアクセスできるか適性を持っているかどうか、が加わる。事前の適性評価制度もやるわけですから、その制度を使う中で人の裏をかいいたり、後ろから足引っ張ったり。組織の中の人間関係の中で適正評価制度が使われていくでしょう。組織支配のツールですね、内部統制のツール。結局、秘密保全法はまず内部統制に使われます。最初は、外部に対してではないと思います。

もう一つ、言わせてください。仮にこの法律ができれば、「特別秘密は何か」という、もっと細かい具体的な作業を行政の現場がやらなければいけなくなります。実務的な運用の問題が出てきます。つまり、人員が必要です。お金も必要になります。組織と予算がつけば、それなりの仕事をしなければいけなくなる。さらに言えば、秘密保全法の違反者を取り締まる目的でも予算がつくかもしれない。人員がつくかもしれない。そうすると、予算をもらった人は誰かを取り締まらなければいけなくなります。せっかく秘密保全法違反を監視する部署をつくったのに、実績ゼロでしたというのはいけません。実績ゼロの部署に延々と予算は付きません。そんなんだったら、そんな部門は要らないだろうと。この場合、実績とは、だれかを違反者として摘発することです。実績をつくるために誰かを摘発する。よくやっとなれば、来年はさらに予算がふえる。摘発を仕切った人は、その組織の中で偉くなるでしょう。そういう感じではないかと思えます。

組織内部、つまり会社だとか大学だとか、公務員の組織だとか、そういう組織の内部では内部統制を強める道具として、秘密保全法は使われます。その中でも事前の適正評価制度が使われます。社会全般に対しては、取り締まる側と取り締まられる側への分断、そういうものがどんどん始まっていくだろうと。それに、摘発の実績が積み重なれば積み重なるほど、実績競争は激化します。例えば、札幌のAという部署と東京のBという部署で取り締まり実績の上位争いが続いて、札幌は今期5件取り締まったぞ、とかね。国民の知る権利という重大な問題なのに、社会のある範囲では、あいつは違反者だからな、あいつは予備軍だからな、あいつは国家にたてつくやつだろ、そんな感じで語られてしまう。そういう社会が来るのではないかと想像しますけれども。

「有識者」が検討した？

○竹之内氏 背筋が寒くなるようなお話ですけれども、ただ、この報告書というのは有識者会議報告書という名前のおり、有識者という人たちが検討した結果なのですよね。先ほど清水さん、有識者会議の座席表の御紹介もありましたけれども、この有識者会議のメンバーというのはどういう人たちなのでしょう。

○清水氏 きょうの配付資料の中にこの報告書がつけられています、実は、きょう配付されているのは報告書の全部ではないのです。報告書自体は今私が持っている、結構これ分量があって、きょうの配付物の中には入っていませんが、この報告書の中には有識者会議のメンバーの説明もあります。きょうこういう集会で、パネルディスカッションで、何となく秘密保全法について皆さんもわかっていたことになると思うのですが、ぜひ、御自身の目で、この報告書自体を読んでほしいのです。人の話を聞いてわかった気になるというのは非常に危険で、やはり一次資料から直接自分の観点で見たいと思うのですが、そうするとこの議論の中で時間がなくて話せなかったことや、あるいは、私自身の問題意識のなさで指摘できなかった点など、皆さん自身が気づかれることもあるかと思います。そういう意味でも、この報告書自体はネットで検索すればダウンロードできますから、お時間のあるときにぜひ読んでいただきたいのです。きょうは配付物の中に入っていないから簡単に説明しますと、2010年の12月に民主党政権のもとで、政府における秘密保全に関する検討委員会というものをつくるのです。委員長が内閣官房長官で、委員が警察庁警備局長、公安調査庁次長、外務省国際情報統括官、海上保安庁警備救難監、防衛省防衛政策局長などからなるもので、これのもとに有識者会議を置いたわけです。この有識者会議は5人の委員から構成されるもので、この5人は全部大学教授、行政学が1人、あと行政法が2人、刑事訴訟法が1人、憲法が1人です。例えば、この中で学習院大学の櫻井敬子さんという行政法の方は、随分前から、警察が審議会をつくとそれに加わって、警察の政策立案することを助けている人なので、櫻井さんなんかが入っていると、こういう人が入っているんだねとわかるのですが、ちょっと今回の有識者会議でショックなのは、東大の憲法学の教授である長谷部恭男氏が入っていることです。朝日新聞は長谷部氏をよく紙面に登場させます。だから、御存じかと思いますが、先ほど言いましたように憲法学はやはり国家権力制限規範ですから、割と憲法研究者も国家の側に対して批判的な視点を持っている人が多かったのですが、この長谷部恭男氏が入ったということはやはりちょっとショックでした。

私が最近よく思うのは、学部・大学院で頭がよかったから大学研究者になってしまったというタイプ、憲法でも民法でもどっちでもいいんじゃないのというタイプが割と研究者に多いということです。そして、今の憲法研究者なんかも、8割以上がいわゆる解釈法学なのです。解釈法学の人たちは、一生懸命、例えば第何条はA説、B説があって、私はこの説に立ちますよ、あるいは判例分析をやって、この判例はどうですと、一生懸命テ

キストなんかでも条文解釈と判例研究をやる人たちで、政治社会問題については距離を置くという人が多いわけです。だから、憲法研究者だからいろいろな憲法とかかわるような問題について、確かに新聞社等からコメントを求められればコメントはするのですが、例えば私みたいに政治社会問題について発言したりとか、物を書いたり、実際私は官邸前の行動なんかも行きましたが、私みたいなタイプを、今の学界の多数派はばかにするのですね。あいつは政治社会問題にかかわり過ぎ、学問というのはそういうものではないと。政治社会問題を離れて、それでやるのだという人が今の憲法研究者で多数派なわけです。

有識者会議に話を戻しますと、実際には、この5人の委員が報告書を確かに書いているとはいえ、先ほど座席表も使って説明しましたように、官僚が準備して報告書ができています。これは先ほど、検討委員会についてのメンバーを言いましたが、この有識者会議の出席者についても座席表を見ていただければわかると思います。実際には、この有識者会議の会議のときには、委員以外に、座席表のところには具体的な各部署の官僚が出ているというものはわかると思いますが、あと事務局というのが書いてありますよね。テーブルの右側に。事務局って誰かといいますと、内閣情報調査室なわけです。内閣情報調査室というのは、警察庁、外務省、防衛省からの出向者で構成されるところで、この内閣情報調査室のトップである内閣情報官というのは、歴代警察官僚が務めているのですね。そういう意味でも、座席表だけだと事務局と書いてあるからよくわからないかもしれませんが、本当に防衛省、外務省、警察が主導してこの準備をしてきた。情けないことに有識者と言われている大学教員も、そういう人たちがつくった文書に基づいて、官僚が望むような報告書をつくってしまっていると。そういう意味でも、今回のこういう準備作業というのは問題があるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

今後の展開はどうなる

○竹之内氏 さて、これから秘密保全法というのがどうなっていくかということなのですけれども、清水さんは、この後どういった展開になると予想しておられますか。

○清水氏 この報告書自体は民主党政権のもとで出されたものですが、実は、この前の自公政権のときに似たような準備をしていたのですね。ただ、政権交代してしまったので、自公政権のもとではこのような報告書は出てこなかったわけです。

先ほども何度も言っていますように、実際には政治家主導でつくろうとしている法案ではなくて、官僚主導でつくろうとしている法案なので、自公政権から民主党政権に変わったわけですが、民主党政権のもとでこの報告書が出てきた。この前、12月の選挙でまた政権交代が起きました。自民党中心の政権になったわけですが、当然これまた、もともとは自公政権のもとで準備していたものですから、新たな自公政権のもとでこの法案を出すものだと思います。

それは自民党との関係でいいますと、例えば昨年、自民党が4月に日本国憲法改正草案

というものをしました。この中の9条の2の4項の規定には、ちょっと条文を読み上げますと「国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める」と書いてあるのですね。だから、新しい自民党の改憲案の中では、秘密保護に関する法律をつくれということが書いてあるわけです。あるいは、昨年7月に自民党が決めた国家安全保障基本法案というものがあります。これも安倍政権のもとで出てくる可能性があるわけですが、この国家安全保障基本法案の3条3項には、以下読み上げるような条文があります。「国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上・制度上必要な措置を講ずる」と書いてあるわけです。自民党自体が改憲案でも国家安全保障基本法案でも、秘密保護法制をつくるべきだという観点に立っていますから、そして、先ほど言いましたように、もともとは自公政権のもとで準備していたわけですから、当然、安倍政権のもとでも。ただ、参議院選挙が終わるまでは出してこないと思いますが、今後出てくるとは思います。

国家秘密法はなぜ阻止できたのか

○竹之内氏 結局、国会情勢としては、民主党政権下で出てきた話で、自民党も賛成するし、公明党も、維新の会だって石原さんいますから賛成でしょうね。というようなところからすると、もう賛成派が圧倒的、提出されればあつという間に可決、成立というような状況になってしまっそうです。

ただ、かつて国家秘密法も賛成派の議席、自民党が300議席とか持っている中で阻止されました。そのときはどうして阻止されたのでしょうか。清水さん、若き日々、いろいろ反対運動とかにもかかわられていたということなので、ちょっとそこら辺のことをお話しただけですか。

○清水氏 80年代の国家秘密法案というのは、やはり推進派がかなり準備して制定しようとしたのです。それは先ほどちょっと言いましたが、1979年にスパイ防止法制定促進国民会議というものがつくられます。勝共連合などが中心につくった組織なのですが、ここが79年以降、出版、集会、さらに地方議会でスパイ防止法推進決議というものを上げさせる運動をするのです。ちょっと、まず見えないと思うのですが、今、私手に持っているのは、この国民会議が1987年に出した、『スパイ防止法が必要なこれだけの理由』というパンフレットなのです。まず遠くから見えないと思うのですが、表紙に何があるかといいますと、北海道から沖縄までのスパイ防止法制定促進決議を上げた自治体の自治体名が載っているのです。この自治体名が1,733議会ですね。かなり膨大な、全国的な草の根の運動を当時やりましたし、自民党も80年、82年、84年と三度にわたって国家秘密法案の第1次案、第2次案、第3次案をつくった上で、85年に国家秘密法案を国会に出します。

さらに、先ほど三木さんから裁判の話がありましたが、弁護士の中にも、日弁連が国家秘密法に反対するのはけしからんという動きがあつて、例えば、日弁連に対してそういう

法律家が公開質問状を出すのです。今私が手に持っているのは、日弁連が国家秘密法案の推進派の法律家が出した公開質問状に回答しているパンフレットなのですが、こういう形で80年代は弁護士の中にも推進派が結構いまして、それで制定すべきだと運動する。

ちなみに、当時、当時というか今も政治家ですが、自民党の谷垣さん、谷垣さんは弁護士ですが、雑誌に国家秘密法案は反対だということを書くのですね、弁護士として。だから、自民党も一枚岩ではないのですが、さらにこういう草の根の運動を展開して、1986年、中曽根首相による衆参同日選挙で、300議席に達する圧勝を自民党がするわけですね。そうすると、もう国会でどンドン悪法というものが制定されるような状況にあったわけですが、まず85年には国家秘密法案が廃案になりますし、批判を受けて86年に修正案を作ります。でも、これも結局制定できなかったのですね。なぜ制定できなかったかという、やはり国会の中では自民党は強かったのだけれども、当然、国会内でも野党が激しく反対しますし、あとやはり国会外の反対の声が大きかったのですね。

国会外では、新聞労連などが加盟しているマスコミ文化情報労組会議、新聞とか出版とか、そういういろいろなメディア関係の労働者が集まる組合ですが、そこが強力に反対の声を上げましたし、当時やはり画期的なことは、新聞協会などの経営サイドも反対したのですね。さらに、市民運動、学生なども声を上げて、私も80年代に学生だったのですが、私は当時明治大学の学生で、明治大学に雄弁部という部があるのですが、いわゆる弁論部ですね。明大の雄弁部は余り有名ではないのですが、有名なのは早稲田の雄弁会で、私からすると早稲田の雄弁会はろくな政治家、首相を出していないので、本当にもう困ったところだと思うのですが、明治の雄弁部はOBに三木武夫元首相がいるのですけれども、辛うじて何人か政治家もいます。当時、雄弁部内部で右派、左派、中間派に分かれて派閥争いをするのですが、私は左派だから、当然こういう法案には反対するのですけれども、学生服、学ランを着て、新自由クラブの選挙運動を手伝うような右派の雄弁部員たちも反対したのですね。この法案が通ってしまったら、雄弁部としての自由な言論活動はできなくなってしまう。そこで左派から右派まで雄弁部有志で、街頭の反対活動、遊説活動をやりました。ちょっとこれも見えないかもしれませんが、当時、街頭で聞いた、「私は貝になりたくない」という明大雄弁部有志のチラシを配って、新宿とか渋谷の街頭で遊説をしましたし、同じものを当時の朝日ジャーナルに意見広告を出しました。このときに私も取材を受けたのは、当時マスコミは、さっき言いましたように、組合も反対だし、経営サイドも反対だったので、それで幾つかの新聞社などでは、国家秘密法を専門で取材する記者を置いたのですね。例えば朝日新聞の社会部遊軍には、横田喬さんという記者がいて、秘密法を専門にして、横田さんがいろいろな秘密法の運動を報道する、あるいは問題点を報道していきます。あるいは神奈川新聞の社会部にも、国家秘密法特別取材班というもの置きまして、これは社会部長と、あと、今フリージャーナリストになっていますが、江川紹子さんですね。江川さんは当時、神奈川新聞にいまして、それで特別取材班をつくって、国家秘密法の反対のキャンペーン報道をやるのですね。神奈川新聞の報道は日

本ジャーナリスト会議のJ C J奨励賞というものも取ります。そういう形で、国会外での、市民も声を上げたし、学生も声を上げたし、何といてもメディアが反対の立場から報道したので、それでやはり国会内では自民党が、議席はあったのだけれども、通せなかったと思っています。それが80年代の状況ですね。

どうして反対の声が大きくなるのか

○竹之内氏 そのような80年代のお話聞きますと、今回は余り反対の声が高まっていなように感じますけれども、清水さん、どうしてなのでしょう。

○清水氏 いろいろな要因もあると思いますけれども、例えば、こういうものに真っ先に反対しそうな共産党、社民党が国会で議席が激減してしまっていますし、外の世界を見ても、学生はもう今は声を上げませんし、市民の取り組みも非常に弱い。とりわけ、やはりメディアが秘密保全法について報道をきちんとしていないと思います。

確かに今回の秘密保全法についても、新聞労連などマスコミ文化情報労組会議は反対の声を上げています。新聞協会も一応声明を出しました。ただ、出したのだけれども、例えば新聞労連の委員長などが新聞協会に行って、一緒に取り組みましょうと申し入れをしたところでも、冷たくあしらわれて、経営サイドは熱心に反対の声を上げる気がないらしいのです。それで、あとはメディアの状況も80年代と違って、今は経営的にも余裕がないですから、遊軍で秘密法専門の記者も置けない。それで取材活動も十分できないという要因もあると思います。

あと、先ほどの憲法研究者の状況を言いましたが、私がジャーナリズムの世界について偉そうに言う立場ではないのですが、恐らくジャーナリズムの世界でも、今、新聞記者になる人たちが昔ほど志の高い人、志が高いとかいう、そう言っているのかどうかわからないのですが、そういう人が多くはないのではないかと思います。商社とか銀行、就職活動として一緒に新聞社も受けているのかもしれないし、それこそ憲法研究者と同様に頭がよくて新聞記者になってしまったというタイプが多いのかもしれませんが、ちょっとやはりなぜ新聞記者になったかという意味がはっきりした人は必ずしも今ないような気が、外から見ていてします。

あと、当時、やはり反対の声が強かったのは、まだ1980年代であれば戦争体験者が多かったのです。それで、やはり新聞が報道すれば、戦争体験者からすると、軍機保護法とか国防保安法があったような、また、戦前みたいな密告、あるいは秘密社会になってしまうと、そういう危機意識もあったので、世論としても反対の声が多かったのですが、やはりそういう意味では今状況が大分変わってきたと思います。

なぜマスコミの反応が鈍いのか

○竹之内氏 いただいている質問で、きょうのシンポジウムは、新聞、テレビ等から取材の申し込みはなかったのですかというのがあるのですけれども、これはちょっと私から経

緯の御説明をしますと、きょう、今、私の存じている記者さんもいらしていただいておりますけれども、事前に弁護士会のほうから、今日こういう集会をやりますよということで、それこそ弁護士会の記者発表はしたのですけれども、残念ながら、私のとっている新聞、2つとっているのですけれども、そのどっちも、今日まで記事にはしてもらっていません。

それから、弁護士会で秘密保全法反対のために、マスコミの皆さん、懇談会をしようという呼びかけしたのですけれども、来てくれたのがテレビ北海道と十勝毎日新聞、それと赤旗の3社だけだったのですね。あと新聞協会には、今回の集会の後援を依頼したのですけれども、断られてしまいました。

国家秘密法のときとは何か随分違うのですけれども、高田さん、メディアの中におられる方として、どうして今回こういうふうにマスコミの反応が鈍いというふうにお考えですか。

○高田氏 その質問が一番つらくて、来るだろうとは思っていましたが。なぜ鈍いかと言われると、これはまたメディア論を2時間でも3時間でもしゃべり尽くさないとなかなか納得いただけないような話なのですが、簡単に言えば、一つには報道機関内部の記憶の問題があると思います。先ほど清水さんもおっしゃいましたが、1980年前後の国家秘密法のころは、編集局の幹部といえば入社が1950年前後です。終戦から朝鮮戦争のころまでがまさに青春時代だった。そして、そのまま高度成長と安保闘争の時代を駆け抜けていった人たちです。その人たちが、1980年ごろ編集局の幹部にいた。今翻って、2010年ごろの幹部、大体私と同じ世代です。私、間もなく53になりますけれども、入社が1985年ごろ、これからまさにバブルの時代に突入していこうか、というときです。時代は何か、歌え、飲めや、踊れみたいな世代ですね。つまり、編集幹部の経験がまったく違うのだらうと。経験が違うということは、それぞれの記憶も違う。組織内で共有される記憶も大きく変わった。これは極めて大きいと思います。

もう一つは、組織が固定化してしまったことも大きな要素だと思います。新聞の部数がずっと伸びていたのは1990年代前半までです。今、日本には、日刊紙と呼ばれるものは、全国紙、地方紙合わせておよそ4,700万部あり、記者の数は2万3,000人です。編集職場で働いている人が全国でおおよそ2万3,000人。ところが、大体90年代に入ったころから、記者の数はほぼ一定になってしまうのですね。増えない。そうすると組織は固まります。組織が固まるということは、ふだんの、日々やる仕事が決まってくるということでもあります。

例えば、首相官邸前の原発行動、毎週金曜日の。報道されないと行って盛んに批判を浴びました。あそこは、日本で一番新聞記者の人口密度の高いところです。首相官邸、各省庁の担当記者が山のようにいます。たぶん、毎金曜日の官邸前デモは、日本で一番、記者に目撃されているデモでもある。ところが、なぜそれを取材しないかという、恐らくです、彼らには別の仕事があつて、めちゃくちゃ忙しいのです。経済産業省担当だとか、

文部科学省担当だとか、朝から夜までスケジュールはびっしりです。本当は立ちどまっ
ていろいろ話を聞きたいのかもしれないけれども、それをやっていたら次のレクチャーに
間に合わないとか、レクチャーを聞いてキャップに報告しなければいけないとか、と
にかく猛烈に忙しい。立ち止まってデモの取材をするどころか、日々の仕事でも立ち
止まって考える時間がたいへんに少ない。そんなふうに報道の仕事のシステムがで
き上がってしまっている。その点は、ものすごく大きいと思います。

そうした結果、今の報道現場では、記者が情報の出口に張りつく形になっていま
す。情報の出口というのは、例えば事件担当であれば、本来は事件というのは社会
全般にかかわるフィールドの非常に広い分野なのですけれども、警察に張りつく。
そこが最初の情報の出口ですから、そこに張りついてしまっている。あるいはほか
の分野でも、教育問題であっても、これも非常に裾野の広い話ですね。ところが、
文部科学省に張りついてしまっている。そこが情報の出口になっている。張りつ
いて動かなくなっている。自由に動こうとしたら、持ち場を離れていいのかと言
われてしまう。そういうことが大きいのだらうと思います。

私がいた北海道新聞社の創立記念日は、昭和17年の11月1日です。いわゆる戦時
統制でできた会社なのですね、北海道内の地方紙を無理やりくっつけた。もしかし
たら、経営面では楽になると思ひ、歓迎した道内の新聞社もあるかもしれませんが。
いわゆる戦時の総動員体制になる前、日本にはおおよそ780の新聞社があつたさ
うです。それが昭和17年を境にして、当時の数で58だったかな、一気に減って
しまいました。一県一紙体制です。その形のまま戦後に入り、また若干増減があ
つて、日本の新聞界は今の姿になりました。新聞協会加盟の新聞社は今、100
くらいだったと思いますけれども、業界地図に大きな変化は起きていません。そ
の体制がずっと続いています。そしてその間にです、完全に組織も固まってしま
って、一言で言えば、今の現場には余裕がない。官邸前デモを振り返る余裕も
ない。そういう点も大きいのだらうと思います。

この質問だと、言いわけしかできなくて。身もふたもないような話で申し訳
ないと思ひます。それでも頑張らなければいけません、ということしかないの
です。私たちとしては。

弁護士会の行動

○竹之内氏 すみません、お答えいただきありがとうございました。

というわけで、そういう現状のマスコミのもとで、弁護士会が頑張らなければ
という感じがするのですけれども、三木さん、弁護士会はこの件、今どうい
った取り組みを進めていますか。

○三木氏 日弁連は、この問題に対する意見を取りまとめる活動をしました。そ
して、その最新の成果は、2012年の12月20日、去年の12月20日です、
秘密保全法案の作成の中止を求める意見書で、全体的にまとめたものでござ
います。ぜひこれもネッ

トで簡単に手に入りますので、見ていただければというぐあいに思います。

もう一つは、弁護士会のことばかり先に出て申しわけないのですけれども、日弁連が対策本部をつくって、全国の弁護士会に、2011年の12月からこの問題について取り組んでほしいという要請をしています。日弁連の対策本部は、全国の弁護士会の会長を含めた、理事で構成される理事会の中に170名規模で立ち上げております。そして、それに応えて、全国に52の単位弁護士会があるのですけれども、その全ての会から会長声明ないし意見書という形で秘密保全法制に対し反対するという意見が出ているところでございます。

そして、もちろん市民や報道関係者や国会議員等に対する反対運動を要請する活動を展開しております。院内集会、市民集会、マスコミとの懇談会等と、直近では2月26日に、高田さんに参加していただいた、報道の自由の視点での秘密保全法制の問題点を指摘する、そういうシンポジウムを開催してきているところでございます。

秘密保全法を阻止するためになすべきこと

○竹之内氏 報道がそのように低調な中でこれだけ集まっていただけで、我々主催する側としては大変うれしい結果となりましたが、とはいっても、この会場いっぱいになっても150人というところなので、まだこれからというところであります。

それで、秘密保全法を阻止するために今後何をしたいかということで、いただいている質問を御紹介しますと、関心がない人にとっては秘密を保全するのは当たり前ではないかという感じがあって、具体的にどういう被害が起きるかイメージがわからないし、どういうふうにそういう人に説明したらいいだろうか、特に若い人にどうやってわかしてもらったらいいだろうかという、そういう御質問と、それからあと、今、マスメディアだけではなくて、ミニコミとか市民メディアとか個人で発信していくということもあり得るわけですが、そういったこれから個人的にそういうミニコミとかも含めて発信していくためには、どういったふうにしていったらいいだろうかということを伺いたいという質問をいただいております。

そういった御質問も踏まえて、パネラーの方にそれぞれお話ししたいと思えます。まず、高田さんお願いします。

○高田氏 若い人にどう訴えていくか、あるいは個人でどう発信されるかというのは、それはもうそれぞれの方が置かれている状況で、できる範囲のことをそれぞれにやっていたく、それが一番効果的だと思います。

ただし、こういう言い方をすると非常に失礼なのですが、先般も日弁連でしゃべらせていただいたとき申し上げたのですが、世の中の人、大多数の人は、この問題にまず関心がないのです。関心があったとしても、中国が尖閣に責めてきたらどうするかといったような、国を守るのは当然だろうという一言で済ませてしまうような、そんな関心の持たれ方のように思います。丁寧に資料をひもといて読んでいくのはみんな面倒くさいのです

よ。ネット世代というのはもっと、私もネットを使っていますけれども、スマートフォンの画面一つでわかるように説明してくれとか、そういう感じなので、なかなか反対の世論というのは広がらないと思います。

もう一つは、取材する側も今、基本的に取材力がものすごく落ちています。表面に見えていないものをほじくっていく取材をして、引っ張り出してきてみんなに見せるという能力が非常に落ちています。時間的な制約もあって、そんな取材は難しいですと。そんな中で、何ができるのか。

せんだって申し上げたのは、反対の人だけが集まって、お互いに問題点を確認し合うだけでは、反対の世論というのは広がらないのだろうということです。例えば、日弁連の秘密保全法の反対の一大論客が、推進派の長谷部教授とがちんこでやって、徹底的に論破する、それをネットで中継する。事前にじゃんじゃん告知して、ユー 스트リームから、YouTubeから、ニコニコ動画から、全部動員して、圧倒的にみんなの前で論破してしまうと。されたら終わりかもしれないですけども。そういうオープンの中で、完全にやっつけてしまう。ぐうの音も出ないぐらい。本当はそこに内調の人とか出てくればいいのでしようけれども、そんな人たちは絶対出てきませんから、とりあえず有識者の座長など責任ある立場に来ていただく。何かこう、わかりやすい形で、見える形でやらないとだめでしょう。この集会も集会自体が何か秘密みたいな感じがするじゃないですか。そうでなくて、もっと見える形でどんといかないと、今の人、若い人は特に丹念に活字を追いかけてくれませんから。その辺をよくお考えいただいて、何か工夫をしなければいけないのではないかなという気がしています。

済みません、偉そうなことを言って申しわけない。

○竹之内氏 ありがとうございます。清水さん、いかがでしょう。

○清水氏 一つはやはり、今の国会状況に悲観することはなくて、確かに自公、多数派ですが、先ほど言いましたように80年代の戦いもありました。あるいは、この間見ていきますと、例えば、結局民主党は私たちの期待を裏切りましたが、小泉構造改革はやはりもうだめだという国民の声が強かったので2009年の政権交代ができたわけです。あるいは、脱原発の取り組みについても、最初は東京新聞ぐらいですよ、脱原発の官邸前行動なんかを一生懸命報道したのは。でも、昨年6月、20万ぐらい集まって、他の新聞社なども無視できなくなりましたし、民主党は原発依存率を15%ぐらいにしたかったのだけれども、やはり運動がそうだし、その運動によってできた国民の声を受けて、民主党政権でさえ、脱原発依存を言わざるを得なかったのですよね。だから、菅氏が退陣して、野田氏が登場すると、財界はすごく歓迎したのですけれども、野田政権のもとでまた脱原発依存にいつてしまったものだから、それでまた財界が野田政権を批判したように。そういう意味で、やはり世論が、国会の数だけではなくて、変えることはできるわけですから、そういう意味で自信を持って、悲観することはないのではないかとというのが一つです。

そういう中で、やはりいろいろな形でこの問題を広げてほしいのですが、そういう意味

できょうの集会は非常に貴重ですし、今後も弁護士会にしろ、いろいろな市民団体、組合などにしろ、秘密保全法についての小さな学習会でも集会でも開いてほしいと思います。そういうときに、例えば北大にも北海学園大にも憲法研究者がいるのですから、そういう人に講演を頼んで、断られたら、何で憲法研究者なのに講演できないのかとぜひ批判してほしいと思いますし、マスコミに事前宣伝等をしておいて報道しなかったら、何でマスコミは、これ、あなたたちの首を絞めるものなのに関心を持たないのだと。そういう批判は憲法研究者やメディアの人たちにぜひしてほしいと思います。

そしてあと、私自身は当然憲法研究者として、この法案は問題ですから、論文も書いてきましたし、きょうの話の内容を、簡単にはきょうの配付資料にある、31、32ページにある原稿にも書いてありますから、改めてそれを読んでいただければと思いますが、そして、こういう形で呼ばれば講演もします。3月5日は埼玉弁護士会主催の講演で、先ほど申し上げた西山太吉さんが基調講演をして、私もパネルディスカッションに参加するわけですが、呼ばれたらどどん話をします。あと大学教員が非常に面白い位置にあるのは、小中高の教員には許されない「偏向教育」が私たち大学教員はできるのですね。「偏向教育」という言い方をするとちょっと語弊があるかもしれませんが、研究者として自分の立場から大学の授業は自由にできる、これは教授の自由、教育の自由ということで、小中高の教員と違って私たち大学教員は全面的に保障されています。やはり学問というのはそれぞれの立場があって、自分の立場で研究しているわけであって、みんな同じ立場で主張したら全く存在意味はないわけであって、だから、それぞれの立場があって、大学の教育でも、テキストでも、自分の説を前面に出すわけです。そういう意味で、私も日体大では、日体大の憲法の授業は半期授業で、例えば今年度でありますと前期は1,100人、後期は600人受講してまして、1年間で1,700人、合計14回学生を拘束して、私が言いたいことをどどん言えるわけですね。そういういい位置にありますから、私は私で大学の場でもいろいろ発言していきます。

ですから、ぜひ、きょうここに参加された方は、ここで知ったことをまずはもう一回御自身で学んでほしいと思います。市民運動などで呼ばれてよく言うのは、こういう集会などに一人で来ないでね、あと自己満足で終わらないでねということを私よく言っています。だから、自分だけ集会のテーマについての話を聞いて、何か私は勉強になったよねとか、あるいは、私は運動をやっていますよねという感じで自己満足に終わってほしくないのですよね。ぜひ、まずは人を誘ってほしいと思います。御家族でもお友達でもいいです。もしかしたらお友達がいらない方は一人で来られるのかもしれませんが、ぜひ、嫌われようとも、レッテルを張られようとも、誘っていただいて、もう一人連れてくれば参加者も2倍になるわけですから、誘ってきてほしいです。あと自分だけ知った、学んだということ満足するのではなくて、ぜひ知ったことを周りに広めてほしいのですね。きょうの配付資料だとちょっと難しければ、日弁連の紫色のパンフレットが非常にわかりやすいですし、これはダウンロードもできますから、それを周りに広げていただいて、この集会に

参加して何かわかった、自分も秘密保全法に反対しているよねということで満足するのではなくて、ぜひ広めてほしいと思います。ちょっと時間がかかるし、地道な活動ですが、そういうことによって、こういう法案でもつぶす力にはなっていくと思いますので、今後そういう取り組みもぜひ皆さんにしていきたいと思います。

以上です。

○竹之内氏 では、三木さん、お二方のお話を踏まえて、弁護士会の今後の決意ということも交えて、今後この秘密保全法阻止のためにどうしていったらいいかというお考えをお願いします。

○三木氏 どうしていったらいいか本当に、お二人に今いろいろお知恵をいただいたということだと思います。先ほど竹之内さんが言っていたとおり、報道関係者との懇談会に3人しか来られなくて、かつ、秘密保全法の問題意識もちょっと薄かったなというぐあいに思っています。

ですから、中央だけで一生懸命市民集会とか院内集会でやっていってもだめで、やっぱり各地方で報道関係者の方との懇談会を持つ必要があるし、このような市民集会も全国的にもっともっとやっていかなければいけないなということを思っています。

それから、札幌弁護士会では、地方議会に対する働きかけもするということで、地方議会に秘密保全法制に反対する決議を上げてもらう、そういう取り組みも考えているというところです。

もう一つ申し上げたいことは、有識者会議報告書っていつ公表されたものですかということです。いまだに2011年の8月にできたこの報告書をもとに議論せざるを得ないということの異常性を、ここで指摘しておきたいと思います。

この市民集会のチラシで、「秘密の秘密」というぐあいに銘打ったのですが、検討委員会も有識者会議も議事録は一切残されていないし、事務局のレジュメも全部廃棄したということです。先ほど言いました日弁連と内閣参事官と一緒に政党ヒアリングを受けたときに、その内閣参事官は、堂々と廃棄してありませんということを言っている。それだけ秘密にされているわけなのです。しかも、市民団体が情報開示の請求をして出てきたものは、法案は全部黒く塗りつぶされている。そして、関係省庁で協議をしているのですが、その協議の内容も、秘密にされている。だから、いつまでもこの報告書だけで議論しているという異常な事態になっているわけでございます。

この開示をしない理由の中に、法案化作業が進められていて、その協議の内容と法案の修正の過程等を公にすることにより、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがある、とあります。何をばかなこと言っているのですかと言いたいと思います。一生懸命議論して、問題あるというなら、普通の感覚だと全部表に出してよろしいではないですか。国民が何でそんなことで混乱を生じるのですかと、誰もが疑問を持つところでしょう。

実は情報公開法の改正法案が、2011年の4月に国会に提出されて、ずっと実質審議

に入らないまま、2012年の11月の解散によって廃案になってしまったのです。この法案では、非開示情報として、国の機関等の審議等に関する情報であって「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのあるもの」を削除する改正となっていたのです。先程の「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがある」という不合理な情報非開示理由は成立し得ないような改正が準備されていたということです。情報公開をさらに進めようとする改正法案は成立させず、不十分な情報公開制度に守られながら秘密の内に政府内で検討しているということからしても、まさに情報公開に真っ向から反対する秘密保全法だということが言えると思います。

もう一つ、情報公開との関係でいえば、国家秘密法のとくに、この反対運動の中で情報公開ということを進めるべきだという、逆にその議論になっていったわけです。ですから、日本における情報公開法の現在の到達点はそんなに高くないのですよと、そのことを指摘していくことも、今回の秘密保全法制に反対していく上で重要だなというぐあいに思っています。

以上でございます。

○竹之内氏 今まで御紹介した以外にも御質問をいただいていたのですが、申しわけありません、この会場の使える時間の関係上、取り上げることができませんでした。質問していただいた方、申しわけございませんでした。

今、お三方にお話しいただいたことを踏まえて、これから私たち、今後この秘密保全法阻止のために何をしていたらいいかということ、また皆さんお考えいただいて、あと、きょう来ていただいているメディアの方は、ぜひ記事に取り上げていただきたいということを切にお願いして、きょうのこのパネルディスカッションをこれにて閉めさせていただきます。

どうも長い間御清聴ありがとうございました。（拍手）

閉会挨拶～札幌弁護士会秘密保全法制対策本部長代行 藤本明氏

○司会 ありがとうございました。

もう時間も押していますので、これにて閉会ということになるのですけれども、閉会に際しまして、最後に、札幌弁護士会秘密保全法制対策本部長代行の藤本明弁護士より挨拶があります。

藤本弁護士、お願いします。

○藤本氏 本部長代行の藤本です。

きょうは大変天気も悪い中、足元も悪い中、これだけ多くの方に参加していただきましてありがとうございます。

今年度、市民集会第1回ということですが、きょうのパネリストの先生方からのお話がありましたとおり、この取り組み自体、これはある程度継続して、しかも、かなり多くの人を巻き込んだ形でやっていかなければ、法案の国会提出、これを阻止することはなかなかできないと、こういうふうにも思っております。そういう意味では、きょうの清水先生とか高田さんのお話を前提にして、どうしたらこの取り組みがもっともっと広く伝わっていくのか、活動に向けて弁護士会ももう一工夫しながらやっていきたいなど、このように思っています。

いずれにしても、この危ない法案が通ると国民主権あるいは民主主義、この根底から揺るがすという、こういうものですので、皆さん方もそういう角度から、ぜひ、この取り組みに参加していただきたいと思います。

きょうは遅くまで、しかも最後まで残っていただいて、お話を聞いていただいて、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○司会 ありがとうございました。

これにて、「秘密保全法」制定に反対する札幌市民集会を閉会いたします。

皆さん、長時間お疲れさまです。